

テュニジア国
観光開発計画調査
事前調査報告書

平成 12 年 2 月

国 際 協 力 事 業 団

序 文

日本国政府はチュニジア共和国政府の要請に基づき、同国の観光開発計画に係る調査を実施することを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施することといたしました。

当事業団は本格調査に先立ち、本件調査を円滑かつ効果的に進めるため、平成 11 年 12 月 11 日より 12 月 23 日までの 13 日間にわたり、鈴木光男氏(財団法人 港湾運送近代化基金 専務理事)を団長とする事前調査団(S / W 協議)を現地に派遣しました。調査団は本件の背景を確認するとともにチュニジア国政府の意向を聴取し、かつ現地踏査の結果を踏まえ、本格調査に関する S / W 及び M / M に署名しました。

本報告書は、今回の調査をとりまとめるとともに、引き続き実施を予定している本格調査に資するためのものです。

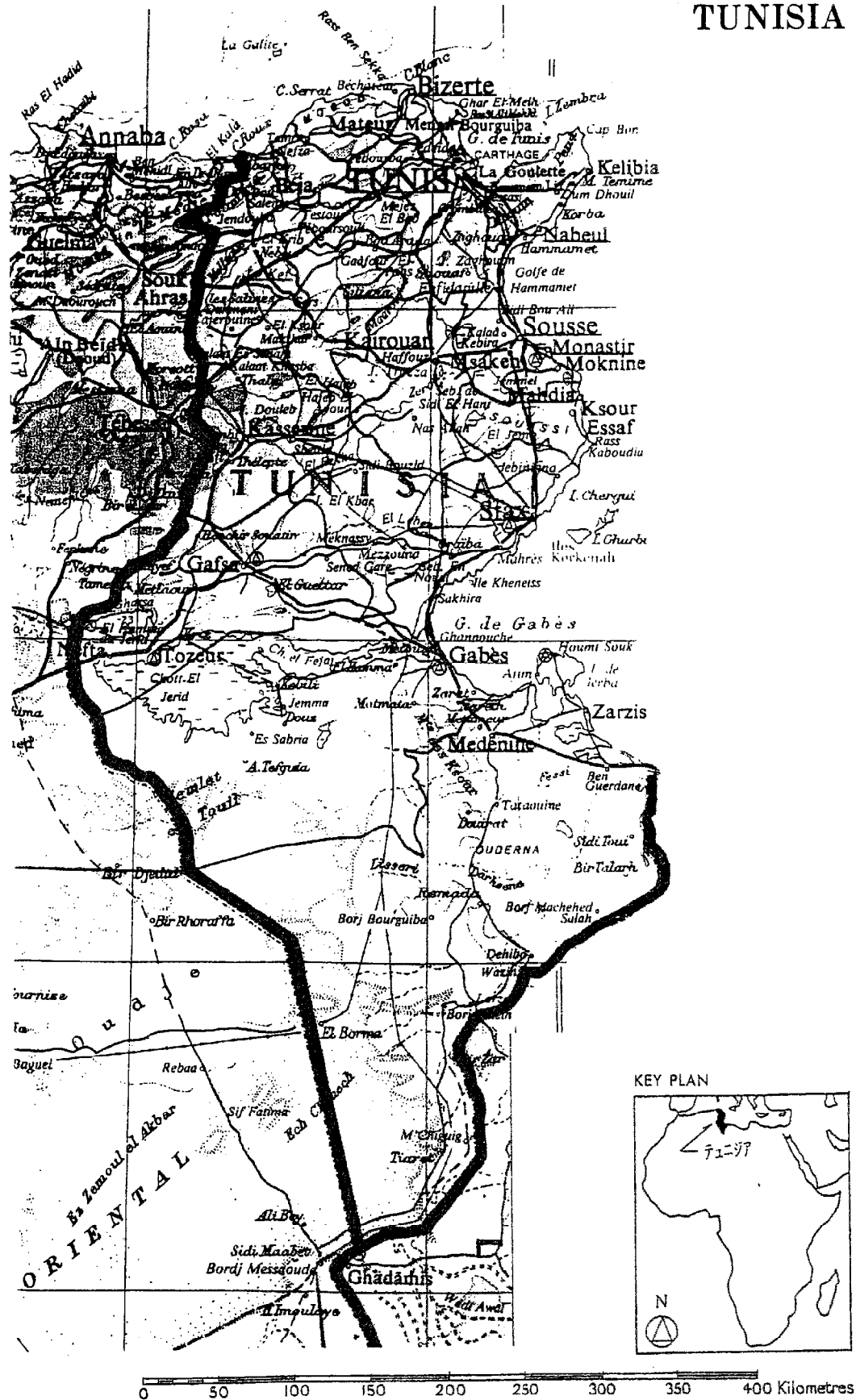
終わりに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成 12 年 2 月

国際協力事業団

理事 泉 堅二郎

TUNISIA



略 語 表

MTLA :	観光余暇工芸省 Minist re du Tourisme, des Loisirs et de l 'Artisanat
ONTT :	観光公団 Office National du Tourisme Tunisien
IBRD :	国際復興開発銀行 International Bank for Reconstruction and Development
MEAT :	環境国土計画省 Le MinistEre de de l 'Environnement et de l 'Am Enagement du Territoire
ANPE :	国家環境保護局 l 'Agence Nationale de Protection de l 'Environnement
APAL :	沿岸保全・開発局 l 'Agence de Protection et d 'Amenagement du Littoral
ONAS :	国家下水道局 l 'Office National de l 'Assainissement

目 次

序 文
地 図
写 真
略 語 表

第 1 章 事前調査の概要	1
1 - 1 要請背景	1
1 - 2 調査目的	1
1 - 3 調査団員構成	2
1 - 4 調査日程	3
1 - 5 主要面談者リスト	4
1 - 6 S / W、M / M の概要	4
第 2 章 テュニジア国観光部門の現況	8
2 - 1 一般概要及び経済・社会・国家開発計画における観光の概観	8
2 - 2 観光開発計画	9
2 - 3 観光行政及び政策(含人材育成)	10
2 - 4 自然条件及び環境	11
2 - 5 観光振興 / 宣伝	26
2 - 6 観光インフラ	27
2 - 7 観光ゾーンと主要観光資源	31
2 - 8 観光市場・需要動向	38
第 3 章 テュニジア国観光開発の展望と課題	42
3 - 1 観光開発計画、行政及び政策	42
3 - 2 観光振興・宣伝	43
3 - 3 観光インフラ	44
3 - 4 観光資源及び主要観光ゾーン	46
3 - 5 観光商品	46
3 - 6 観光市場及び需要動向	47

第4章 現地踏査結果	49
4 - 1 現地踏査結果	49
第5章 本格調査への提言	53
5 - 1 調査目的及び基本方針	53
5 - 2 調査対象地域	53
5 - 3 調査内容と実施方法	54
5 - 4 調査実施スケジュール	59
5 - 5 調査団員の構成及び担当事項	59
5 - 6 調査実施上の留意事項	61
付属資料	
資料1 Terms of Reference (TOR)	69
資料2 Scope of Work (S / W) 及び Minutes of Meeting (M / M)	80
資料3 Questionnaire	106
資料4 収集資料リスト	125
資料5 ローカルコンサルタントリスト	129

第1章 事前調査の概要

1 - 1 要 請 背 景

1990 年後半を通してチュニジア国の経済は、GDP 成長率 2 ～ 7% と順調に成長してきており、観光産業は、同国 GDP の 5.9% (1998 年) を占める主要産業の 1 つと位置づけられている。同国には、ハマメット、スース、ジェルバ島等風光明媚な海浜リゾート、カルタゴ、ドゥガ等ローマ時代の遺跡、トズールに代表される南西部の砂漠オアシス、カイロワンのメディナなど、国内に 8 か所の世界遺産指定サイトがあり、質・量ともに豊富な資源に恵まれている。また、1997 年に策定された第 9 次経済社会開発計画 (1997 ～ 2001 年) においても同部門の発展の重要性が指摘されている。

一方、チュニジア国への観光客は、季節による変動 (夏期に集中) 、入国者の偏向 (欧州人が外客の 95%) 、旅行目的地の偏向 (海浜リゾート) が激しく、また、供給サイドにおいては、宿泊施設、人材育成、各種娯楽施設、新規国際市場へのマーケティング等の開発の遅れが問題となっており、観光客数の成長に停滞感が見られる。

同国では、このような状況を打開するために、宿泊施設の拡充、外資導入、遺跡管理計画調査 (世銀が実施中) を積極的に推進してきているが、これらを有機的・効率的に発展させていくためには、包括的な開発基本計画が必要と考えられる。

このような経緯により、チュニジア国は我が国に対して、全国を対象とした観光開発計画 M / P の策定及び優先開発地域の F / S の実施を要請した。

これを受けて JICA は平成 11 年 12 月に S / W 調査団を派遣し、S / W の署名及び交換を行った。

1 - 2 調 査 目 的

本件調査は、チュニジア国政府の要請に基づき、全国観光開発 M / P の策定及び優先観光地域における事業化計画 (F / S) を含む観光開発調査を実施するものであり、本事前調査は本格調査実施のための下記事項を行うことを目的として派遣した。

- (1) 先方政府の要請背景、内容及び意向の確認
- (2) 本格調査 S / W の説明、協議及び署名・交換
- (3) 関連するデータ・資料収集 (含 questionnaire 結果)

- (4) 調査対象地域現地踏査
- (5) 先方受入体制の確認
- (6) カウンターパート機関／ステアリングコミッティの構成並びに位置づけの確認

1-3 調査団員構成

氏 名	担当分野	所 属
鈴木 光男 SUZUKI Mitsuo	総括／観光開発 Leader／Tourism development	(財)港湾運送近代化基金 Executive Director, Harbor Transport Modernization Fund
半田 雅則 HANDA Masanori	観光行政／観光政策 Tourism Administration ／ Policy	運輸省 運輸政策局観光部企画課 Planning Div., Dept. of Tourism, Transport Policy Bureau, Ministry of Transport
譲尾 進 YUZURIO Susumu	調査企画 Study Plan	国際協力事業団 社会開発調査部 社会開発調査第一課 Staff, 1st. Development Study Div., Social Development Study Dept., JICA
星野 莞治 HOSHINO Kanji	観光インフラ／観光資源 Tourism Infrastructure／ Tourism Resources	ソーワコンサルタント株式会社 Sowa Consultant Co., Ltd.
成田 博厚 NARITA Hiroatsu	環境／自然条件 Environment／ Natural Condition	アジア航測株式会社 Asia Air Survey Co., Ltd.
柴田 都志子 SHIBATA Toshiko	通訳 Interpreter	日本国際協力センター Japan International Cooperation Center

1-4 調査日程

日	月日	調査内容		宿泊地
1	12/11(土)	移動 東京→パリ→テュニス Tokyo (JL405:11:10)→(15:40) Paris (AF1684:20:55)→(23:25) Tunis		テュニス Tunis
2	12(日)	カルタゴ及びシディ・ブ・サイド視察		テュニス Tunis
3	13(月)	JICA事務所打合せ、大使館表敬訪問、テュニア観光局打合せ		テュニス Tunis
4	14(火)	ONTT総局長、観光余暇工芸省大臣表敬訪問 S/W説明及び協議、ハマメット視察		テュニス Tunis
5	15(水)	S/W説明及び協議、バルドー博物館視察		テュニス Tunis
6	16(木)	現地踏査スース及びモナスティール視察		テュニス Tunis
7	17(金)	現地踏査 移動→ジェルバ島		ジェルバ Djerba
8	18(土)	現地踏査 移動→マトマター→トズール		トズール Tozeur
9	19(日)	現地踏査 移動→スベイトラ		スベイトラ Sbeitla
10	20(月)	現地踏査 移動→ドゥガ→テュニス		テュニス Tunis
11	21(火)	・ S/W及びM/M協議、署名 ・ 大使館、JICA事務所報告		テュニス Tunis
12	22(水)	(官団員) 移動 テュニス→パリ→ Gov.member (Mr. SUZUKI, Mr. HANDA and Mr. YUZURIO): Tunis (AF1685:09:05)→(11:35) Paris (JL406:17:55)→	(役務提供団員)資料収集(~ 18日目まで)	(Gov. member) 機中泊 onboard (Consultants member) テュニス Tunis
13	23(木)	(官団員) →東京 (Gov. member)→(13:45) Tokyo	(役務提供団員)資料収集	(Consultants member) テュニス Tunis
14	24(金)		〃	テュニス Tunis
15	25(土)		〃 JICA事務所報告	テュニス Tunis
16	26(日)		資料整理	テュニス Tunis
17	27(月)		移動 テュニス→パリ→ Tunis (AF1685:09:05)→ (11:35) Paris (JL406:17:55)	機中泊 onboard
18	28(火)		→東京 →(13:45) Tokyo	—

1-5 主要面談者リスト

氏 名	所 属
Mr. Brahim Khelil	Director, Asia Pacific, Min. of Foreign Affairs
Mr. Slaheddine MAAOUI	Minister of Tourism, Leisure and Handicrafts
Mr. Fakhreddine MESSAI	General Director, Tunisian National Tourism Office (ONTT)
Mr. Younes Kamoun	Director, Study and Participation, ONTT
Ms. Ben Sedrine Mejda	Chief of the Section, Study and Participation, ONTT
Mr. Bouzoumira Ameer	Office Chief, Study and Participation, ONTT
Ms. Leila BEN HASSEN	Office Chief, Marketing Coordination, ONTT
Ms. Chelly Rym	Staff, Study and Participation, ONTT
Ms. Elloumi Sawsan	Staff, Study and Participation, ONTT
Mr. Abdelaziz Ben Alaya	Regional Commissioner, Monastir, ONNT
Mr. Kamel Ghannouchi	Regional Commissioner, Sousse, ONNT
Mr. Bechir Bouneb	Regional Commissioner, Djerba-Zarzis-Gabes, ONTT
Mr. Mohamed Essayem	Regional Commissioner, Tozeur, ONTT
Mr. Kamel GHODHBANE	Regional Commissioner, Sbeitla, ONTT
Mr. NOGUCHI Masaaki	Ambassador, Japanese Embassy to Tunisia
Ms. JIBIKI Mayuri	First Secretary, Japanese Embassy to Tunisia
Mr. SUDO Toru	Second Secretary, Japanese Embassy to Tunisia
Mr. NAMAI Toshio	Resident Representative, JICA Tunisia Office
Mr. TAKEMOTO Keiichi	Assistant Resident Representative, JICA Tunisia Office

1-6 S/W、M/Mの概要

事前調査団は、12月11日から同月23日まで、チュニジア国における現地調査を行うとともに、観光余暇工芸省 (MTLA) 及び政府観光局 (ONTT) と本件調査S/W及びM/Mに係る協議を実施した。

なお、S/W及びM/Mの締結日は12月24日となっているが、これは、先方政府署名者 (ONTT 局長) が12月23日まで海外出張のためチュニジア国内にいなかったことから、当方団長が先

に署名をした S / W 及び M / M 文書に同局長が 24 日に署名したことによる。

(1) 調査内容について

1) 調査目標年次について

チュニジア国国家経済社会開発 5 か年計画が、2006 年(第 10 次) 2011 年(第 11 次) 及び 2016 年(第 12 次) を目標年次として策定される計画であることから、本件調査で提案される「全国観光開発計画(マスタープラン)」及び「優先地域観光開発計画」は 2016 年を、「優先プロジェクトのフィージビリティスタディ」は 2006 年を目標年次として策定する。ただし、優先地域観光開発計画におけるインフラ整備計画及び観光施設整備計画については、2006 年、2011 年及び 2016 年の各年次において段階的に提案する。

2) 観光目的地の多様化(優先観光開発地域) について

チュニジア国観光は、これまでジェルバ島、スース等の海浜ビーチリゾートに観光客のほとんどが集中していた。これらの地域は、今後ともチュニジア国を代表する観光地であることに変わりはないものと予想されるが、過度の人口集中による環境への負荷の増大や、受入キャパシティの限界による入り込み観光客数の頭打ちなどが早晚問題になると考えられている。

ゆえに、チュニジア国観光部門の将来的な発展のためには、これら海浜リゾート以外の観光資源、すなわち砂漠 / オアシス観光、文化 / 遺跡観光、ゴルフ / コンベンション観光などの新規観光資源の開発が強く求められており、本件調査においても「観光地の多様化」を考慮に入れて調査を実施する必要がある。優先地域の選定に際しては、既存の観光開発計画・外国人観光客の集客ポテンシャル・事業実施余地の有無・周辺環境の制約・旅行商品の多様化等を考慮して行うべきであるが、チュニジア国側との更なる協議 / 調整を踏まえて詳細な基準を決定する。

なお、選定される地域の数 は 3 か所を上限とする。

3) 観光客の多様化と市場調査

チュニジア国への入り込み客数の内訳は、ヨーロッパ諸国が約 64 %、周辺マグレブ諸国が 33 % (1998 年 ONTT 統計) と、全体の約 97 % がこれらの地域からの観光客となっており、かなり偏った構成となっている。また、これら観光客は主に夏期に海浜リゾートを訪問することから、季節的な偏向を生じる原因ともなっている。政府観光局は、新規観光客市場の開拓の必要性を強く認識しており、本件調査においても英国、イタリア、ポーランド、スペイン

及び日本市場の調査を実施し、これら新規市場の特性を把握する。

4) サービスの質の向上

今回の事前調査において、観光目的地の多様化、観光客の多様化と並んで、サービスレベルの向上に係る調査の必要性を先方から強く求められた。主要海浜リゾートでは、アクセス道路、上下水施設及び宿泊施設等ハード面はかなり高いレベル(宿泊施設に関しては、約35%が4つ星又は5つ星)で整備されていることから、今後は従業員の接客レベルや観光地でのエンターテインメントなどのソフトの部分での充実が望まれる。本件調査では、人材育成計画及び観光商品開発等との関連を重視しつつ具体的な方策について提案する。

5) 世銀「文化遺跡の管理と開発」調査とのデマケ

同調査は、文化遺跡の管理政策向上及び保全・促進プログラムを策定すること並びに国際・地域レベルにおける持続可能な文化観光を開発することにより、旅行者の滞在パターンを改善し、大規模観光地としてのチュニジア国のイメージを改善することを目的として、1998年9月から1999年12月までの期間で、世銀(IBRD)によって実施されている。当該調査は、国家戦略の作成(マスタープラン)及び国際融資を念頭に置いたアクションプラン(F/S)を含むものであり、本件調査との重複には十分注意しなければならない。

ただし、当該調査は、文化遺跡に限定したものであることから、包括的な開発計画となる本件調査とは基本的なコンセプトが異なる。

なお、当該調査は、「開発政策/人材育成基金」(PHRDファンド：通称ジャパンファンド)を原資として実施されている。

(2) 調査実施のための実施体制

1) カウンターパート機関

チュニジア国側カウンターパート機関として、チュニジア国観光振興の実質的な行政機関であるONTTをアサインした。MTLAは、ONTTを人事面、予算面において、部分的にせよ監督する権限を有することから、立会人としてS/Wに署名せしめることとした(今次の事前調査ではONTTとMTLAとの関係を明示する文書を入手することができなかったため、両者の明確な関係は不明。しかしながら、関係者との協議からは、ONTTは我が国で言うところの特殊法人(公団)であるが、MTLAの一部局としての位置づけであり、ONTT=政府(MTLA)と認識している模様)。

2) ステアリングコミッティ

観光開発には、インフラ整備、人材育成、環境管理、文化遺跡、運輸交通等幅広い分野が含まれることから、調査及び各方面との連絡 / 調整を円滑に実施し、調査のアウトプットが効果的に活用されるように、次の機関から成るステアリングコミッティの設立を提案した。

- Ministry of Tourism, Leisure and Handicraft,
- Ministry of Culture,
- Ministry of Economic Development,
- Ministry of Int'l Cooperation and Foreign Investment,
- Ministry of Foreign Affairs,
- Ministry of Equipment and Housing,
- Ministry of Finance,
- Ministry of Transport,
- Ministry of National Education,
- Ministry of Social Affairs,
- Ministry of Environment and Land Planning,
- Ministry of Professional Training and Employment,
- Tunisian National Tourism Office (ONTT),
- Agency of Promotion of Heritage Culture (APPC),
- National Institute for Heritage (INP), and
- Tunisian Federation of Tourism Agencies (private sector).

第2章 テュニジア国観光部門の現況

2 - 1 一般概要及び経済・社会・国家開発計画における観光の概観

チュニジア国は、地中海地域における観光マーケットの約2.2%を占めており、GDPに占める観光部門の割合は5.9%である。また、観光によって創出される直接、間接雇用数は、それぞれ7万及び20万と見積もられ、観光投資額は、US\$289m(チュニジア国における総投資額の5.8%)にのぼるなど、観光産業は、主要輸出産業である繊維工業(GDPの6.8%)、オリーブ等農産品(同15.2%)とともに同国経済にとって主要な柱の1つとなっている。

一方、チュニジア国経済は安定した成長を見せており、1996年以降の消費者価格インフレ率は3%台、GDP年成長率は5%以上を確保している。

観光客の順調な増加も経済成長に大きく貢献している。1999年の9月までの入り込み観光客数は463万人を数え、前年同期間と比較して16.7%増加しており、ONTTは1999年度の総入り込み客数は500万人を超えるものと予想している。これは、競合国であるトルコや他バルカン諸国で発生した地震や政情不安が好影響を与えているとの見方もある。

このように好調を維持してきているチュニジア国の経済であるが、1995年に締結したEUパートナーシップ協定によって、EU域内で製造された製品(一部を除く)に対する輸入関税の段階的廃止(2000年から7年間)が決定されており、工業製品の品質向上をはじめとする国際競争力を早急に獲得する必要がある。また、アジア諸国からの安価な軽工業製品(繊維等)に対抗することも急務である。

こうした厳しい経済環境が見込まれるなか、観光部門に対する期待はこれまでも増して大きくなっている。ONTT及びMTLAは、主要観光客マーケットであったヨーロッパ及びマグレブ諸国(リビア/アルジェリア/モロッコ/モーリタニア)以外の中央/東ヨーロッパ及び北米大陸等における新規市場の開拓や、北西部/南西部及び遺跡サイトにおける新たな観光目的地の開発/宣伝に力を入れてきており、それに関連するインフラ整備等に係る投資も積極的に進めてきている。ONTTが編集に協力している観光ガイドにも、文化遺跡や、歴史的側面がかなり強調されていることも手伝って、観光客の足も徐々に海浜リゾート以外に向きつつある。

しかしながら、観光の経済効果という観点からは、まだまだ解決すべき課題は多く残されている。例えば、観光客1人当たりの支出額はUS\$373と、モロッコのUS\$482、エジプトのUS\$945と比較しても著しく低いが、これは、ホテル等の価格破壊、エンターテインメント不足、サービスレベルの低さ、安価で質の良いレストランの不足等が原因であると考えられ、早期の改善が望まれるところである。

これら多くの期待と課題を背負っている観光部門であるが、チュニジア国政府は、観光開発の中期戦略として、次の５つのポイントをあげている。

観光商品の質的向上（観光施設（含ホテル／レストラン等）の新設、スタッフへの研修、スポーツ／エンターテインメント施設の拡充）

コンベンション観光の開発

新規観光目的地の開発

マーケティング強化

ポルト・カンタウィに代表されるような複合観光資源の開発

２ - ２ 観光開発計画

チュニジア国政府は同国の経済・社会の発展を図るため、逐次の５か年計画を策定してその推進に努めている。現行の計画は、1997年から2001年までを対象とする第９次経済社会開発計画であり、輸出の振興、資本の自由化、地方開発の推進等を基本路線としている。観光部門については、第５章に記述されており、その概要は次のとおりである。

まず、国内総生産の５.５％を占め、交通、工芸等他部門の発展に貢献している国家経済上の重要な部門として、観光部門を位置づけている。

次に、1992年から1996年までの第８次計画の結果について、計画期間中の新たなホテル建設は予定を大幅に超えたにもかかわらず、計画期間後半における東ヨーロッパの市場開放、イタリア・スペインの通貨価値の変動などによって宿泊数が予定に達しなかった結果、客室稼働率は1996年で48.1％と計画の57.5％を大幅に下回り、観光収益に痛手を与えたと評価している。

続いて、第９次計画期間中の観光部門の発展を図るための戦略として、現在の能力の活用と質の高い投資の強化をあげ、その主たる内容として以下の項目をあげている。

ゴルフ、砂漠観光、狩猟、温泉、タラソセラピー、遺跡発掘地ツアーなどの観光商品の多様化に努めるとともに新市場を開拓する。

宿泊施設の質の改善、人材養成の充実、国際交通の改善等によりサービスの改善を図る。

観光商品の国際的宣伝活動を強化する。

観光関連インフラの改善と環境の保護を図る。

観光分野における民間セクターの役割を強化する。

以上を踏まえ、主要な指標について第９次計画の2001年の目標値を次のように示している。

- ・ 宿 泊 数：3,400 万泊
- ・ 客室稼働率：51.5％

・観光収入：2,280 百万ドル

また、地域レベルの注目すべき開発計画としては、カルタゴ、シディ・ブ・サイド公園整備計画がある。この計画は、チュニス北部郊外にあるカルタゴ、ラ・マルサ及びシディ・ブ・サイドの4市町村について、その歴史的遺産の保護・整備を行うとともに、有効利用を進めることにより地域の開発を図ろうとするもので、1992年にその大綱が国家により承認されている。

チュニジア国政府はこの大綱に基づき、さらに、土地利用計画、具体的な施設整備計画等を含んだ計画原案の作成をほぼ完了している。

2 - 3 観光行政及び政策（含人材育成）

観光産業は、1997年に策定された第9次経済社会開発計画でその発展の重要性が指摘されているとおり、多くの雇用と外貨収入が得られる産業としてますます大きな期待をかけられてきている。

観光行政は、観光余暇工芸省（MTLA）とその下部組織であるチュニジア国政府観光局（ONTT）が専管しているが、組織の歴史や規模の大きさなどから、実質的にONTTがチュニジア国の観光行政の中心的役割を担っている。

（1）観光余暇工芸省（Ministry of Tourism Leisure and Handicraft）

全国の観光開発計画や観光関係予算について担当している。大臣の下に総局長が、その下にONTTをはじめ余暇局、工芸局、温泉局の4つの局が置かれている。

（2）チュニジア政府観光局（Tunisian National Tourism Office）

観光振興を全般にわたり担当している。マーケティング部、プロモーション投資部、観光インフラ部など観光施策の実施機関として11の部が置かれている（その他に取引を監視する部や内部監査を行う部など4つの部が存在する）。また、付属機関として地方支部（国内10か所）、国立ホテル学校（国内8か所）、海外事務所（16か国、21か所）が置かれている。

ONTTの役割は次のとおりである。

社会経済発展計画の枠組みの中で、観光分野における政府政策を実施する。

観光地として可能性のある地域の開発又は施設整備及び準備活動の促進を行う。

法規制が観光分野において遵守されているかを監督する。

公共及び民間部門の組織で、観光業の拡大に尽力している組織に対して支援を行う。

観光業に携わる従業員、専門職員及び役員の研修を実施する。

観光施設の建設及び装備の拡充、運営等に必要なすべての措置を講ずる。

広告及びイベントの開催を実施する。

チュニジア国の観光政策は、1997年に策定された第9次開発計画(1997～2001年)に基づいて実施されており、2001年を目標年次としたいいくつかの指標を設定し、観光開発が進められている。従来、チュニジア国では主として欧州客に低廉な海浜リゾートを提供してきたが、旅行客の多様化(欧州以外の)とクオリティの高い観光商品の開発のため、遺跡を中心とした文化観光や砂漠観光といった観光資源の多様化及びサービスレベルの向上に力を入れてきている。ハード面では質の高いホテルを増やすため、税制優遇(営業開始後1年間の免税措置)や土地取得における便宜等、数々のインセンティブを与えてホテル建設を促進している一方、ソフト面では、ホテル業者に対して、ホテル建設計画の事前協議の義務づけや立入検査等の実施による監視や、星マークによるホテルの格付け(現在、ホテルの格付けについてはサービスの質を向上させるため基準の見直しが検討されている)などを行い、旅行業に対しては、旅行業者が実施しているツアーすべてについて、プログラムを事前に届け出をさせ、法令等を遵守しているかのチェックを行うなどの監督を行っている。また、チュニジア国ではすべてのツアーに観光ガイドをつけることを義務づけている。

なお、ホテルの増加に伴い、不足する従業員対策として、前述の国立ホテル学校や民間のホテル学校が人材の育成を行っている。

2 - 4 自然条件及び環境

(1) 自然状況の概観

チュニジア国は、北部及び東部で地中海に接し、1,300キロメートルに及ぶ海岸線を形成している。北部では、沖積層の肥沃な平野に恵まれているが、東部の沿岸平野は狭隘である。内陸の中央部には高地ステップと丘陸地があり、これより南下すると広大なサハラ砂漠につながる。総じて、サハラ・アラビア大乾燥地帯の影響下にある地中海性気候で、夏は暑く、冬も寒気はさして厳しくない。雨は少ないが、一般に冬に降る地方が多い。

チュニジア国運輸省気象局の説明によれば、チュニジア国全土は降水量により、表2-1のように4つの気象区に分かれる。(近くそれを示す地図が公表されとのこと。)

4 気象区に位置する、代表的な気象観測所による1998年の気象データ(特に観光活動に関

表 2 - 1

気 象 区		区内の主要観光地
	北部海岸と北西内陸部	イシュケウル国立公園、 ドゥガ
	チュニス及びボン半島と小内陸部を含む北東部	チュニス、カルタゴ、 ラ・マルサ、ハマメット
	東海岸と中央内陸部を含む中央部	スース、ジェルバ島 カイルアン、スベトラ
	ジェリド塩湖を含む南部サハラ	トズール、サハラ

係の深いデータ)を、表 2 - 2 に要約する。表では、全区に共通して現れる月間平均気温の変動状況から、便宜上、1 年を冬(12 ～ 3 月)、春(4 ～ 5 月)、夏(6 ～ 9 月)、秋(10 ～ 11 月)の四季に分けている。

表により明らかなように、年間降雨量は、
、
、
、
気象区の順に急激に減少し、年間日照時間は
、
、
区がほぼ同じ水準で、
区がやや多い。

なお、気象局は、傘下の 25 か所の気象観測所、及び 80 か所の気温・雨量測定点から気象データを集めて、データバンクを維持しており、有料でデータ提供にに応じている。

表2-2 1998年の気象データ

	冬				春		夏				秋		
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
平均気温 (℃)													
I. BIZERTE	11.6	11.6	11.9	12.6	16.2	18.8	24.7	26.3	26.5	24.2	19.6	14.5	
II. TUNIS-CARTHAGO	12.2	12.3	13.0	13.8	18.0	20.1	26.4	28.1	28.1	25.8	20.5	15.3	
III. MONASTIR	12.4	12.3	13.2	14.5	18.3	20.5	25.4	27.8	27.9	26.1	21.3	15.6	
III. JERBA	12.8	15.1	13.9	15.2	19.6	21.5	26.5	27.5	29.1	27.6	22.8	16.8	
IV. TOZEUR	11.6	12.1	14.6	16.7	22.2	24.8	30.8	32.7	33.0	29.7	22.2	15.8	
降雨日数 (日/月)													
I. I.BIZERTE	15	13	7	9	9	10	3	—	5	9	10	18	
II. TUNIS CARTHAGO	12	14	6	8	9	7	1	—	4	7	9	14	
III. MONASTIR	6	6	3	7	3	6	3	—	2	5	7	9	
III. JERBA	2	4	4	4	4	4	6	—	0	2	5	3	
IV. TOZEUR	0	0	1	2	3	1	4	—	1	2	4	3	
月間降雨量 (m/m)													
I. I.BIZERTE	50.5	53.1	29.9	20.7	33.6	21.5	8.1	—	70.5	30.1	51.6	86.4	456
II. TUNIS CARTHAGO	38.0	32.3	33.3	31.0	26.4	19.0	5.7	—	22.6	34.2	79.2	49.0	332.7
III. MONASTIR	15.4	4.9	6.7	13.7	25.6	35.1	1.8	—	23.2	29.8	41.6	13.5	211.3
III. JERBA	13.4	19.6	24.8	23.8	13.6	12.3	3.1	—	0	21.3	76.2	6.9	215
IV. TOZEUR	0	0	7.3	0.7	9.5	0.5	10.7	—	6.7	20.2	22.8	17.9	96.3
月間日照時間 (時間/月)													
I. I.BIZERTE	187.8	178.0	225.5	215.5	261.7	306.7	347.6	397.3	339.5	273.6	224.6	171.4	3,129.2
II. TUNIS CARTHAGO	193.8	188.4	215.6	203.5	268.3	286.5	334.8	390.2	341.7	258.5	214.8	163.6	3,064.2
III. MONASTIR	188.0	181.2	212.7	219.4	245.8	290.4	318.2	385.3	343.5	235.4	224.5	190.3	3,034.7
III. JERBA	234.4	210.2	215.3	292.5	279.1	310.8	343.6	397.3	372.2	256.4	256.5	221.0	3,389.4
IV. TOZEUR	253	208.9	226.2	288.9	278.6	329.5	343.0	393.5	355.6	263.5	190.9	229.1	3,361.7

国土基本図及び地質図について、現地で入手できるものは以下のとおりである。

・地形図（国土地理院発行）

- 1 / 20 万 地形図：全国をカバー
- 1 / 10 万 地形図：全国 70% をカバー
- 1 / 5 万 地形図：全国の 2 / 3 をカバー
- 1 / 2.5 万 地形図：沿岸地方のみカバー

・地質図（鉱山省発行）

- 1 / 50 万 地質図：全国をカバー
- 1 / 10 万 地質図：南部をカバー
- 1 / 5 万 地質図：北部をカバー

・水文図（農業省発行）

- 1 / 50 万 水文図：全国をカバー

・植生図（農業省発行）

- 1 / 50 万 植生図：全国をカバー

* 地形図は、観光局を通す必要があり、直接には入手できない。

（２）観光部門に係る自然環境の概観

チュニジア国政府による、「第 9 次 5 か年計画（1997 ～ 2000 年）における観光部門開発の展望」のなかには、観光環境の向上のためのいくつかの指針が、以下のように示されている。

- ・観光環境の保護、下水道・衛生設備計画のフォローアップ
- ・整備済み観光地における、環境状況の総合的評価
- ・観光地の観光施設の、保全、取り扱い、管理に対する市当局の役割の強化
- ・下水道・衛生施設整備計画の実施、フォローアップのための人材と技術的手段の導入

これらの指針の背後には、現在そして将来にわたり、多量の滞在型観光客を受け入れる海浜観光地において環境質（特に水質）を守ろうとする、政府の強い意志が汲み取られる。

近年の観光における環境政策のなかで強調されているものの多くは海浜観光地に直接関連するもので、それ以外の内陸の史跡観光やサハラ観光は、そのために要求される環境保全の規模の点から見る限り、マイナーであるといえるであろう。

表 2 - 3、4 は、チュニジア国の代表的な観光地における環境の現状、問題点及び保全対策を要約したものである。

表 2 - 3 代表的観光地の自然条件と環境

	自然条件	観光活動起因の人口圧力がもたらす環境へのインパクト	環境に与えられるマイナスインパクトの主因	環境保全対策
海浜観光地	小さい潮差、幅の狭い砂浜、狭い干潟、等一般に水質浄化の自然能力に不利な条件がそろそろ。	大量の滞在型観光客によって大きなインパクトが起こっている。これから、マリーナ、ゴルフ観光、国際会議観光と観光商品の多様化が進むなかでインパクトはますます増大する。	* ホテル、家庭等からの生活排水の海中放流（水質汚染の主因） * 環境へのゴミの排出（景観を損なう主因）	* 生活排水処理システムの完全実施 * ゴミ収集・処分対策の徹底 * ホテル、別荘等の建築物、施設を排除する、海岸保全区域の徹底
オアシス地域（サハラ観光の拠点及び内陸レジャー地区）	限られた地下水使用の灌漑により維持される、ナツメヤシを中心とする植生が、周辺からの砂漠化を食い止めている。	比較的規模の小さい、一過性の観光客によってもたらされるインパクトは現在も今後も小さい。	* 地下水の過剰揚水（水源枯渇と植生破壊） * プラスチック系生活ゴミの散乱（景観・美観を損なう）	* 科学的管理による持続的な地下水使用及び下水再利用 * ゴミ収集・処分対策と散乱ゴミの清掃 * アルファルファ栽培で表土保全
史跡観光地	土壌、史跡の浸食原因となる風雨は強くない。	規模は大きくとも一過性の観光客なのでインパクトは現在も今後も小さい。	* 観光客の不法行為	* 管理と監視

表 2 - 4 海浜観光地の代表的環境保全対策の概要

	所轄機関	現状	今後の動向
生活排水対策	環境国土開発省 下水道局	「地中海汚染防止条約」（1978 年発効）及び「地中海陸上起因汚染防止議定書」（1983 年発効）に基づき、生活排水の沿岸処理場による一括処理と、処理水の沖合い放流（水深 10m）が原則的に実施されている。しかし実際には、各海浜リゾートで、波打ち際での生下水放流が行われている。海水水質は今のところ基準以下にとどまる。	下水処理量増大に応じる処理場能力の拡充と、悪臭を発しているといわれるラグーン酸化池を活性汚泥処理に変えることが必要となる。
一般ゴミ対策	自治体	収集法、埋め立て処分法が担当自治体によりまちまちで、技術水準も違うようである。海浜や隣接市街地の清掃は、よく行き届いている。ペットボトルのリサイクルシステムが実施されているが、回収容器の普及度から見て、成績は疑問である。観光収入の 1 % の醸金による「環境保全基金」（観光省管理）が清掃業務を資金的に補助している。	ゴミ処理システムの制度・組織について、今国家的な見直しが進んでいるようなので、その成果が期待される。

なお、観光開発とは関係が薄い、環境保全上重要な地域／項目をあげると次のとおりである。

- ・ガベス湾沿岸（スファックスからジェルバ島手前まで）には、チュニジア国の代表的な工業地帯があり、産業廃棄物による海水や土壌汚染が懸念されている。
- ・北部沿岸及び東部のハマメットからスファックスに至る沿岸には、干潟、湿地帯が多く、植生とヨーロッパからの渡り鳥を保護するための保全策策定が望まれる。
- ・高地ステップ地帯の表土保全は、一部に飼料作物アルファルファの植え付けを行って進められているが、十分に機能しているとは言い難い。

チュニジア国は、観光開発における持続性を達成するために種々環境対策を実施している。例えば、ホテル等の観光収入の1%を「環境保全基金」として徴収し、観光地の環境保全に役立てている。

また、いくつかの環境関係の国際条約にも批准しており、その代表的なものを以下に示す。

- ・世界遺産条約：1972年 UNESCO 総会で採択。登録された自然遺産及び文化遺産について、加盟国に保護を義務づける。
- ・ラムサール条約：1975年に発効した条約で、湿地及びその動植物の保全を目的とする。湿地は、水質汚染物質の自然浄化に大きな役割を果たす。
- ・地中海汚染防止条約：1978年に発効。1983年にこれを補完する「地中海陸上起因汚染防止議定書」が発効した。地中海区域における人間活動の増大、観光産業による沿岸住民の季節的増加に対応して、陸上起因の汚染から地中海を守ることを目的とする。

（３）環境管理に関するチュニジア国政府の組織及び制度

１）組 織

中央政府のなかに、環境国土開発省（MEAT）があり、環境政策の立案、環境関連立法の促進、利害関係者間の調整等の任にあたっている。

同省は４局を傘下に置くが、観光開発に特に関係の深い３局についてその概要を説明する。

ａ）国家環境保護局（ANPE）

1998年に新設された環境管理専門の局で、各種開発事業実施者が行う環境保護のための環境影響評価を管轄している。

ANPEの主要な任務は、次のとおりである。

- ・国土全域の環境の現状についての分析及び研究

- ・環境悪化の原因を究明・判定するための調査の起草
- ・環境影響評価調査の起草
- ・汚染の阻止、及び環境保護のためのすべての訓練、教育、調査及び追跡等諸活動の促進
- ・汚染及び有害物発生源の排除のための管理
- ・環境保護の立場から、開発事業のための承認申請書類についての指導
- ・固形廃棄物管理

b) 国家下水道局 (ONAS)

下水道及び下水処理施設の実施に特化した局であり、1974 年から当時の設備省の下で下水施設の計画、建設、運営を担当してきた。現在、都市部を中心に約 100 地区の下水道を運営しており、そのなかにはテュニス、ジェルバ島、スース及びハマメット等が含まれている。環境国土開発省のなかにあつては、際立って巨大組織であり、90%の人員がここに集中しているといわれる。

その主要任務は次のとおりである。

- ・下水道施設計画の実施
- ・下水道及び下水処理施設の運営維持管理
- ・下水処理の再使用先への販売促進
- ・水質汚染に対抗する調査や啓蒙活動の計画

c) 沿海保全・開発局 (APAL)

1995 年に設立され、1,300 キロメートルに及ぶ北部、東部沿岸地方の開発に係る各セクター同士の利害の調整にあたっている。沿海地方はチュニジア国全人口の 90%が集中しているうえに、灌漑農業も行われている重要な地域である。APAL の具体的な任務は以下のとおりである。

- ・沿岸地方開発の管理
- ・既存土地状況の規制と検査
- ・沿岸の保全と自然区域の価値の保存に関する調査の実施
- ・沿岸エコシステムの変化の観察

APAL は沿岸地方を北から南に 5 区に分けて管理を行っている。主要な海浜リゾートは第 2 ～ 3 区にほぼ含まれている。

d) テクニカルセンター (CITET)

1996 年に設立された新しいセンターで、環境技術の研究、開発を任務とする。

2) 制 度

チュニジア国には、環境及び公害に関する規制法規を総括して取りまとめた「環境法」は存在しない。代わりに、1991 年制定の法令第 91 - 362 が施行されていて、環境影響評価の適用、起草及び環境保護の立場からの事業認可等が規定されている。

同法では、事業認可前に環境影響評価の実施を義務づけるか、あるいは事業概要の提出で調査を免除するかについて事業種ごとに決められているが、環境影響評価に先立つスクリーニングやスコーピングの規定はされていない。同法によると、環境影響評価を義務づけられている事業種(第 4 条事業：同法のアネックス にリストあり)として 32 事業種があり、また事業概要報告の提出だけで済む事業種(第 5 条事業、同法のアネックス にリストあり)として、11 事業種(細分では 41 事業種)がある。

今回の観光開発に関連する事業に関して環境影響評価実施義務のある事業は、道路の建設、都市開発、下水道、ホテル、休暇村の建設の 4 種類である。

国家環境保護局によると、当国で今まで環境影響評価が実施されたのは、15 事業種で、この 15 事業種についてのみ環境影響評価のガイドラインが作成されている。

3) 手続き

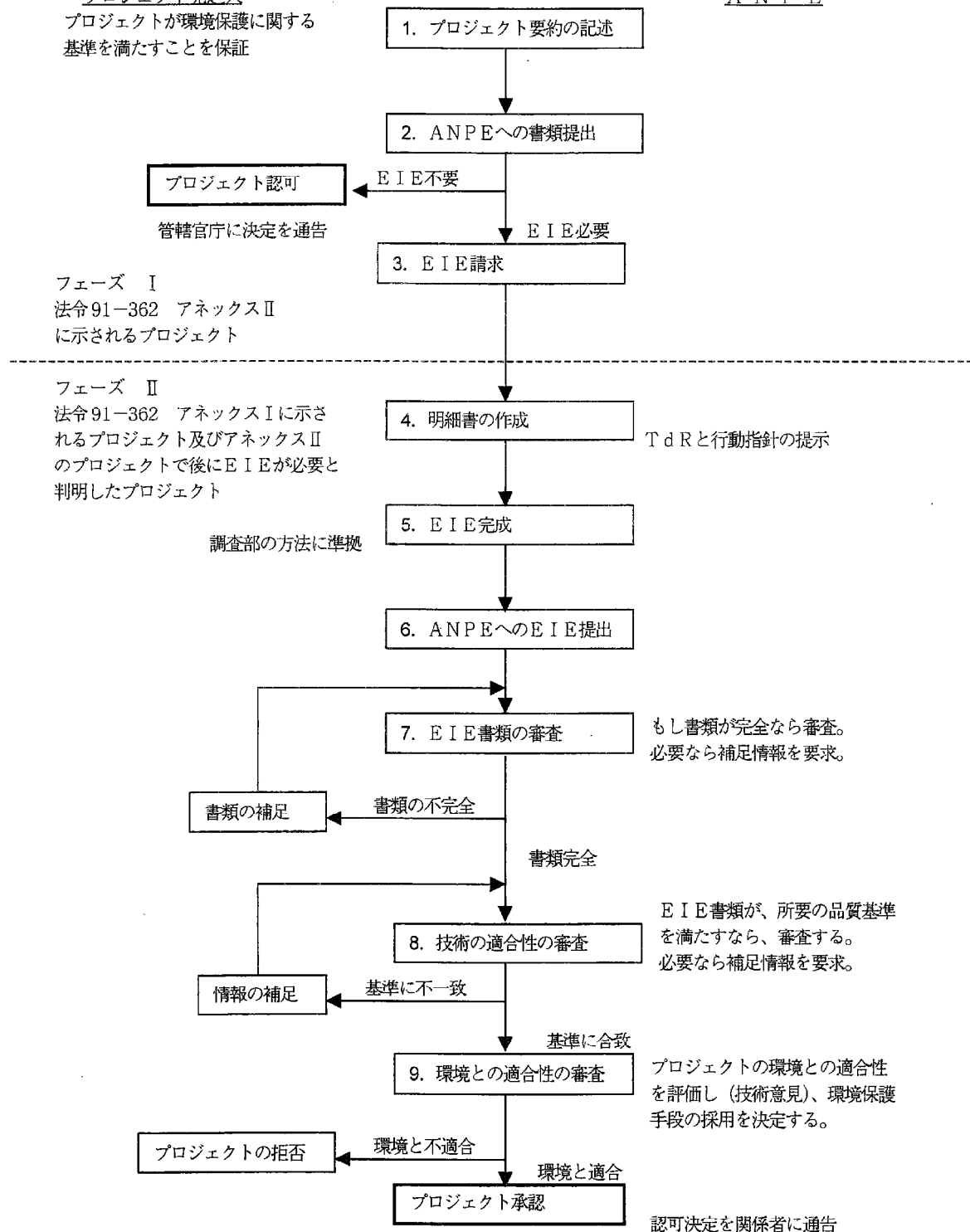
図 2 - 1 にチュニジア国における環境影響評価の手順と、事業認可との関連を図示する(図中“EIE”とあるのは EIA と同義)。

上段のフェーズ は、事業概要を報告するのみで認可を受ける流れと、環境影響評価に進む流れとを示している。

これに続く下段のフェーズ は、フェーズ の環境影響評価の流れを受け、事業認可に至るまでを示している。

プロジェクト発起人
プロジェクトが環境保護に関する
基準を満たすことを保証

A N P E



* EIE は EIA と同義

図 2-1 環境影響評価（* EIE）の手順

(4)スクリーニング及びスコーピングの結果

JICA のフォーマットに従い、観光開発プロジェクトについて予備的なスクリーニング及びスコーピングを試みた。その結果、総合評価として、B(多少のインパクトが見込まれる)環境項目が3 項、C(不明、調査をする必要あり)が7 項あり、本件調査がIEE あるいはEIA の対象となるプロジェクトであることが確認された(表2 - 5 ~ 表2 - 9)。

表2-5 プロジェクト概要

項 目	内 容
プロジェクト名	テュニジア国観光開発
背 景	テュニジア国は国家収入を大きく観光収入に依存しているしたがって、その増減は国家の運命を左右する
目 的	観光開発によって、従来型観光商品の多様化と質の向上を図る
位 置	テュニジア国全土
実施機関	テュニジア国観光局
裨益人口	
計画諸元	
主要観光都市	テュニス、カルタゴ、スース、ハマメット、ジェルバ、マトマタ
主要観光産業	ホテル、マリーナ、ゴルフ場、史跡
主要観光インフラ	ホテル学校、博物館、観光バス、フェリー
主要インフラ	鉄道、道路、上下水道、空港、交通機関
その他特記すべき事項	

注) 記述は既存資料により分かる範囲内とする。

表 2-6 プロジェクト立地環境

項 目		内 容
プロジェクト名		テュニジア国観光開発
社会環境	地域住民 (居住者／先住者／計画に対する意識等)	観光開発に積極的
	経済活動	観光に依存する産業や、サービス業が多く、 更なる増大が期待されている
	交通・生活施設・土地利用	内陸部の交通は雨期が問題 ホテル周りの生活施設は貧弱
自然環境	地形・地質 (山地・低湿地、土壌等)	内陸は丘陵地多し(堆積層／石灰岩) 海岸線は比較的単調
	湖沼・河川・海岸・気象 (水質・水量・降雨量等)	溜め池、河川、地下水共に乏しい
	動植物・生息域 (希少動植物／マングローブ・珊瑚礁等)	沿岸部を除いて貧弱
公害	苦情の発生状況 (関心の高い公害等)	不明
	対応の状況 (制度的な対策／補償等)	事業認可前のアセスメントで、ある程度対応している
その他特記すべき事項		

表2-7 スクリーニングのフォーマット

環境項目			内 容	評 定	備 考 (根拠)
社会環境	1	住 民 移 転	用地占有に伴う移転 (居住権、土地所有権の転換)	○ 有・無・不	広い場所の専有施設もある
	2	経 済 活 動	土地等の生産機会の喪失、経済構造の変化	○ 有・無・不	差し引きプラスとなる
	3	交通・生活施設	渋滞・事故等既存交通や学校・病院等への影響	○ 有・無・不	現状から見てない
	4	地 域 分 析	交通の阻害による地域社会の分析	○ 有・無・不	高速道路はない
	5	遺跡・文化財	寺院仏閣・埋蔵文化財等の損失や価値の減少	○ 有・無・不	逆に増加させる
	6	水利権・入会権	漁業権・灌漑・水利権等の阻害	○ 有・無・不	マリーナ新設等
	7	保 健 衛 生	ゴミや衛生害虫の発生等衛生環境の悪化	○ 有・無・不	対策により最小化できる
	8	廃 棄 物	建材廃材・残土、汚泥、一般廃棄物等の発生	○ 有・無・不	工事管理で防止 適切な処分必要
	9	災害 (リスク)	地盤崩壊・落盤、事故等の危険性の増大	○ 有・無・不	平坦地
	10	地 形 ・ 地 質	掘削・盛土等による価値の有る地形・地質構造の改変	○ 有・無・不	防止する
自然環境	11	土 壌 浸 食	土地造成・森林伐採後の雨水による表土流出	○ 有・無・不	造成伐採なし
	12	地 下 水	過剰揚水による地下水位の低下とそれに伴う汚染	○ 有・無・不	管理必要
	13	湖沼・河川流況	埋立てや排水の流入による流量、水質の変化	○ 有・無・不	放流はない
	14	海 岸 ・ 海 域	埋立てや海域の変化による海岸浸食や堆積	○ 有・無・不	マリーナで変化
	15	動 植 物	生息条件の変化による繁殖阻害、種の絶滅	○ 有・無・不	湿地帯の変化
	16	気 象	大規模構成や建築物による気温、降水量、風況等の変化	○ 有・無・不	小規模
	17	景 観	造成による地形変化、構造物による調和の阻害	○ 有・無・不	施設による
公害	18	大 気 汚 染	車両や工場からの排出ガス、有害ガスによる汚染	○ 有・無・不	急な車両増はない
	19	水 質 汚 濁	下水の放流	○ 有・無・不	処理で防止
	20	土 壌 汚 染	排水・有害物質等の流出・拡散等による汚染	○ 有・無・不	浄水過程からの汚泥排出?
	21	騒 音 ・ 振 動	掘削、揚水等による騒音・振動の発生	○ 有・無・不	工事管理で防止
	22	地 盤 沈 下	揚水による地下水位低下に伴う地盤変化	○ 有・無・不	揚水は小規模
	23	悪 臭	排気ガス・悪臭物質の発生	○ 有・無・不	工事中の排気小
総合評価 : IEE あるいは EIA の実施が必要となる開発プロジェクト				要:18 不要:28	影響の有、不明の項目がある

表2-8 スコーピングチェックリスト

環境項目			評価	根拠
社会環境	1	住民移転	C	広い場所の専有もある
	2	経済活動	B	総合してマイナスにならない
	3	交通・生活施設	D	現状から見てない
	4	地域分析	D	高速道路はない
	5	遺跡・文化財	D	プロジェクトの性格上価値の保存が目的
	6	水利権・入会権	C	マリーナ等で阻害の可能性あり
	7	保健衛生	A	対策で悪化防止必要
	8	廃棄物	B	工事管理で防止
	9	災害（リスク）	D	平坦地の構造物である
自然環境	10	地形・地質	D	工事管理で防止可
	11	土壌浸食	D	造成伐採ない
	12	地下水	B	オアシスの水需要増大による
	13	湖沼・河川流況	D	放流はない
	14	海岸・海域	C	マリーナ新設で海岸の変化起こる
	15	動植物	C	湿地帯の変化？
	16	気象	D	小規模構造物
	17	景観	C	施設により変化起こり得る
公害	18	大気汚染	D	急激な車両増なし
	19	水質汚濁	C	下水処理で防止
	20	土壌汚染	C	浄水過程の汚泥排出？
	21	騒音・振動	D	工事管理で防止
	22	地盤沈下	D	揚水は管理され、小規模
	23	悪臭	D	工事中の排気小

(注) 評価の区分

A：重大なインパクトが見込まれる

B：多少のインパクトが見込まれる

C：不明（検討する必要がある、調査が進むにつれて明らかになる場合も十分に考慮に入れておくものとする）

D：ほとんどインパクトは考えられないためI E EあるいはE I Aの対象としない

(注) 評価にあたっては、該当する項目別解説書を参照し、判断の参考とすること

表 2 - 9 総合評価

環 境 項 目	評 定	今 後 の 調 査 方 針	備 考
経 済 活 動	B	農・漁業に対するインパクトの調査	
廃 棄 物	B	建設ゴミ処理の現況調査	
地 下 水	B	オアシス湧水量の既存データ解析	
水利権・入会権	C	補償の実例調査	
住 民 移 動	C	特に海浜での実例調査	
海岸・海域	C	過去のマリーナ建設に伴うアセスメントの検討	
動 植 物	C	干潟及び湿地帯の埋立必要性検討	
景 観	C	影響を受けそうな景観の確認	
水 質 汚 濁	C	下水処理システムの能力解析	
土 壌 汚 染	C	建設ゴミ、一般ゴミ、汚泥の処分の調査	

(注1) 評定の区分

- A：重大なインパクトが見込まれる
- B：多少のインパクトが見込まれる
- C：不明（検討をする必要はあり、調査が進むにつれて明らかになる場合も十分に考慮にいれておくものとする）
- D：ほとんどインパクトは考えられないため I E E あるいは E I A の対象としない

2 - 5 観光振興・宣伝

観光振興及び宣伝は ONTT の業務のなかでも重要な位置を占めており、マーケティング部 (Direction du Marketing Coordination) には ONTT 全体の 1,040 名のスタッフの約半分である 500 名が配置され、市場開拓・振興宣伝業務を担当している。このために必要な予算も ONTT 全体の予算である 6,500 万ディナール (約 60 億円) の半分、約 30 億円が割り当てられている。

マーケティング業務は、さらに以下のように各市場国別に担当が決められており、それぞれの市場における市場開拓、振興、宣伝活動を行っている。

- 1) ドイツ、スイス、オーストリア
- 2) フランス
- 3) イタリア、マルタ
- 4) スペイン、ポルトガル
- 5) その他のヨーロッパ
- 6) ギリシャ、トルコ
- 7) アラブ諸国 (アルジェリア、モロッコ)
- 8) 遠隔地及びベルギー
- 9) コンベンション・マーケティング

特に、コンベンションの誘致は今後チュニジア国観光の発展のうえで重要な市場と考えられており、観光商品の多様化と変革のために、今後力を入れるべき観光市場と位置づけている。

一方、観光宣伝活動に関しては、ONTT は各国のツアーオペレーターに対する宣伝活動を継続的に行っており、民間の広告代理店に宣伝業務を年間契約で発注している。このために要する費用に対しては、Tunisian Tourism Board が毎年の費用の 40 % から 50 % を支援している。また、ヨーロッパ、東欧、ロシア、日本、アジア、北米、南米等で開催されているトラベルフェアやトラベルショウには 6 か月前から計画をたてて準備をし、積極的に参加しているほか、ジャーナリスト、ツアーオペレーター、メディア、航空会社等に対してワークショップを開催し、マーケット拡大のための活動を行っている。1999 年 12 月に東京で開催された JATA のトラベルフェアにも在日大使館の支援で出展をしており、日本人観光市場の開拓に意欲を見せている。

観光業界紙は立派なものが発行されており、チュニジア国観光関連の情報をヨーロッパを主としたオペレーターや旅行代理店、航空会社等に配布している。その主なものは、Profession Tourism Monthly Magazine、Tourism Info、L 'Hrebdo Tourisitique (Gazette) 等である。

一方、ONTT が作成した旅行情報パンフレットは、伝統的な海浜リゾートに関するアライバル・インフォメーションは多数用意されているが、歴史・文化遺跡におけるサイト・インフォメーションが欠落しているため、ガイドなしでチュニジア国の歴史、文化を理解するためのインフォメー

ション・サービスの提供については、更なる拡充が望まれる。

2 - 6 観光インフラ

観光立国とされるチュニジア国における観光関連インフラの整備状況は、全体的に一般旅行客が満足できる水準以上である。

(1) 空 港

主要な観光客市場であるヨーロッパ、中近東とは地中海を隔てているチュニジア国にとって、空港と航空は不可欠な観光運輸インフラで、入り込み客の70%は航空路によりチュニジア国に入国している。現在、チュニスとタバルカ、モナスティール、スファックス、ジェルバ、トズールの6空港が国際空港となっており、ヨーロッパとマグレブ諸国や中近東諸国との航空路が開設されている。これらの空港には、定期便のほかにも、航空会社、ツアーオペレーター会社、チャーター専門の航空会社等による多くのチャーター機が直接乗り入れており、多くの観光客を運んでいる。これらの国際空港のほとんどは3,000メートル級の滑走路を備えており、ジャンボ機の発着が可能である。

国内航空路もよく整備されており、チュニスを起点にスース、ジェルバ、トズールなどには毎日数便が運行されており、他の観光客からのヒアリングによれば、観光基盤として、特に問題は指摘されなかった。

(2) 道 路

チュニジア国の道路の総延長は2万6,000キロメートルで、国土の面積1万6,415平方キロメートルにおける整備延長は平方キロメートル当たり1.58キロメートルである。なかでも、チュニスからスースまでのBOTによる高速道路は国際的水準にある。一般道路も決して悪くはない。

しかし、これまで海浜リゾート開発に力を注いできた結果、海岸部における整備状況は優れて良いが、内陸部の整備は比較的遅れているといえる。しかし、それらも危険であったり通行が困難であったりということはなく、交通量から推察してやむをえない水準であると判断された。今回の現地踏査においても、雨天のなかで、一部のワジを渡る橋の部分や谷になった交叉点の部分が冠水していた所があったものの通過に特に支障はなかった。しかし、長期

的には、路床の流失、橋の決壊等につながる可能性も考えられることから、観光客の安全と円滑な運輸のためには、道路のレベリングの改善、橋梁部分の改修を進めていくことが望ましい。

また、前回の調査で、観光地へのアクセス道路のレベルの低さが問題として指摘されていた。この理由としては、これら道路が元来農道や地方都市の道路として整備されていることから、季節的変動の大きい観光バスや車の集中、並びに農作物の収穫が集中する季節の交通量に対応できるように設計されていないことが考えられる。今回の調査においても、道路の拡幅、付け替え、駐車場の設置を検討すべきと思われるところが何か所か見受けられた。

(3) 通 信

チュニジア国においては、通信は民間の会社であるチュニジア・テレコム社によりサービスが行われており、通信の質も比較的高く、国内長距離、国際通信も良い状態で接続される。街頭にたくさんある公衆電話ショップ“Taxi Telephone”においても、長距離電話、国際電話、ファックス等極めて良い状態で接続され、長く待たされたり、かかりにくかったりすることは全くない。しかし、民営化されているとはいえ、一社独占状態で、インターネットでもプロバイダーの制限があったり、国際電話のコーリングカードが使用できなかったりと、サービスの点では多くの改善すべき問題が残っている。また、料金も独占状態であることから極めて高く、我が国同様、国際価格から比較すれば極めて高い水準にある。

(4) タクシー

テュニス市内においては、タクシーの車両には小型乗用車が使用されており、整備程度はあまり良いとはいえないが、観光客にとっても便利で利用しやすい公共交通機関である。タクシーにはメーターが設置されており、メーターは1キロメートルごとに上がるようになっている。その基本料金は、昼間は350 フィルス、5時から9時までが550 フィルス、9時以後は750 フィルスと、時間により異なっている。車両の整備水準から、長距離旅行には向かないが、市内の交通機関としての利用価値は高い。

(5) 鉄道、長距離バス

旅行代理店協会でのヒアリングの結果では、国内の鉄道、長距離バスともにほとんどが地元住民の交通機関となっており、バックパッカーと近隣諸国からの買い物客以外、外国人観

光客の利用は極めてまれであるとのことで、外国人観光客のための移動手段としての利用はまだ先であろうとのことであった。ONTT の統計では、陸路での入国者は全体の 30 % であるが、その 90 % 以上は近隣諸国の客で、ヨーロッパ人は 5 % 以下である。しかし唯一、南部の山岳地帯にあるメトライのリン鉱山のある谷を走る観光列車「リザール・ルージュ」(赤いトカゲ)は多くの外国人観光客に利用されている高級観光列車である。

(6) 上下水・廃棄物処理

上下水と廃棄物処理は地元自治体によりサービスが行われている。リゾート開発地域における上下水整備に関しては、1970 年代までは、世銀のローンによりチュニジア国政府が建物の敷地境界線までの整備を行っていたが、その後、1980 年からは、チュニジア国政府が独自の予算によるインフラ整備を行うようになった。しかし、急速なリゾート開発に対して、費用と工事量が膨大になり、必要な期間中に的確なインフラ整備を行うことが困難になってきたため、1993 年のリゾート開発に関する法律改正が行われ、チュニジア国政府の義務は開発地区の境界線までとなり、開発地区内における建物の敷地境界線までは開発業者が負担することになった。したがって、そのインフラ整備費用は開発コストに反映されることになるが、現在までのところはうまくいっており、開発業者からの問題の指摘は特になされていないとのことであった。

2-7 観光ゾーンと主要観光資源

チュニジア国の主な観光資源と観光地を図2-2に示す。

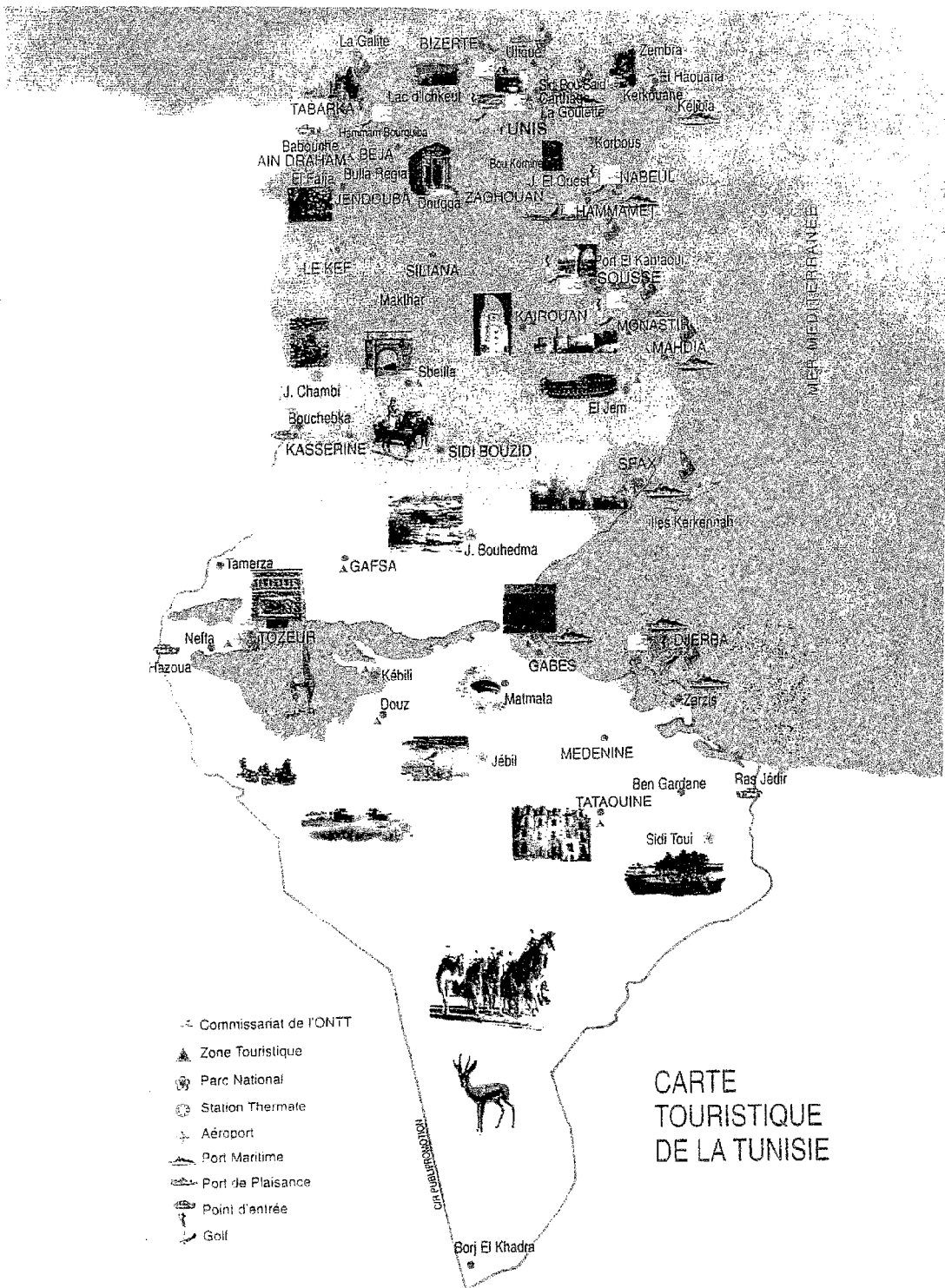


図2-2 チュニジア国の主な観光地と資源

チュニジア国は、古くからフランスを中心としたヨーロッパ諸国との関係のなかで観光開発を進めてきており、ヨーロッパ人を主とした多くの観光客を受け入れてきたが、本格的に観光産業を国の重要な経済産業セクターとして開発に力を入れ始めたのは1960年代になってからのことで、持続的な発展をめざした開発政策と計画を策定すると同時に、行政組織と法制度の整備を実施してきた。1973年には観光開発を推進する実施機関として ONTT (Office National de Tourism Tunisie) を設立し、観光基盤を整備し、民間投資を積極的に誘致促進してきた。

ONTT は観光開発実施に際して全国を8の観光ゾーンに分け、それぞれにおいて計画策定と開発を推進している。以下に、8のゾーンと、そのなかに含まれる主な観光資源をあげる。

(1) Tunis - Zaghoun ゾーン

1) テュニス

チュニジア国の首都で、同時にチュニジア国観光の最大のゲートウェイとなっており、観光資源としては、旧市街のメディナがユネスコの世界遺産に指定されているほか、大モスク、カルタゴ遺跡からの出土品やローマ時代のモザイクを展示しているバルドー博物館がある。

2) カルタゴ

フェニキアとローマの遺跡が点在する。カルタゴ遺跡は1979年にユネスコの世界遺産に指定された。近年ユネスコによる遺跡の発掘が進んでおり、米国のゲッティ財団の支援により建てられた博物館があり、アラビア語、フランス語、英語の説明がつけられている。その他の遺跡は、アントニウスの浴場、フェニキアの軍港跡、カルタゴのトフェの聖地などがある。

3) ローマの水道橋

ザグーンにあるローマが建設した水道橋で、現在も20キロメートルにわたって残っている。近年構造体の劣化が進み、危険防止のために、チュニジア国政府の資金により保全事業が行われている。

4) シディ・ブ・サイド

チュニジア国の白と水色で統一された古い町並みが残っており、町全体が公園に指定されている。

(2) Nabeur - Hammametゾーン

1) ハマメット

チュニスの南東部 100 キロメートルほどにある古くからの海水浴場でリゾート地。チュニスから近いために首都をベースとしたリゾート地として現在大規模な高級リゾートホテルの開発が進んでいる。ここの旧市街メディナもユネスコの世界遺産に指定されている。

2) ナブール

ハマメットの東 30 キロメートルほどの所にある陶器の町。ナブール焼として知られている。

(3) Kairouan - Sousseゾーン

1) スース

カルタゴ時代にフェニキア人により建設された町で、一時、ハンニバルの根拠地となっていたこともあったと伝えられている。温暖な気候のビーチリゾート地で、ここのメディナも 1988 年にユネスコの世界遺産に指定された。近くにサウディ・アラビア資本の投資で開発された高級リゾートマリーナのポルト・カンタウィなどがある。

2) ケルアン

7 世紀にウマイヤ朝の長官により建設されたアラブの町、アラブの町の名残と手織りのカーペットが有名な町で、カーペットの手織り作業を見ることができる。イスラム教では重要な聖地の 1 つとなっている。

3) スベイトラ

ローマ時代に関わり、ビザンティン帝国により拡張されたチュニジア国では比較的新しいローマ遺跡で、ビザンティン帝国は 7 世紀にアラブの攻撃により滅び、チュニジア国におけるビザンティン帝国が終わって、アラブの時代が始まった。現在、ローマ遺跡の発掘と保存作業が行われている。遺跡の展示は比較的良い。

(4) Monastir - Mahadia - Sfaxゾーン

1) モナスティール

フェニキア人により開かれた町で、初代大統領ハビブ・ブルギバの出身地であったため、早くからマリーナ、リゾートホテル、ショッピングモール等のリゾート施設の開発が進められた。現在では国際空港をもち、ヨーロッパなどから直行便が運行されている。

2) マハディア

ファティマ朝が砦を築き、最初に首都を置いた所として知られており、過去においてトルコ軍による占領、スペイン軍による破壊など多くの歴史をもっている。近年は温暖な気候により海浜リゾートの開発が進んでいる。

3) スファックス

チュニジア国第2の都市で、チュニジア国における重要な商工業の中心都市、港町としても知られている。観光的にはあまり見るものはないが、物流と供給基地となる近隣都市として、観光・リゾートのうえでも重要な都市となっている。

4) エル・ジェム

ローマ時代に立てられた世界遺産のコロセウムが唯一の観光資源であるが、毎年夏にここで民族舞踊、歌などのフェスティバルが行われている。7世紀末には、ここがベルベル人とアラブ人の最後の決戦場となり、アラブ人がベルベル人を降してチュニジア国におけるアラブ時代が始まった。

(5) Djerba - Zarzis ゾーン

1) ジェルバ島

チュニジア国最大の海浜リゾート地として、またオデッセイのなかに出てくる「故国を忘れる実を食べさせる島」としてもヨーロッパでは非常に知名度が高い。多くのリゾート施設のあるツーリスティックゾーンのほか、最古のユダヤ教のシナゴグ、陶器の町、大きなフームスーク等がある。ここにも国際空港があってシーズン中はヨーロッパ各地から多くの直行便やチャーター便が多数運行されている。

2) マトマタ

ベルベル人の伝統的な穴居住居が見られる村、この住居様式は大きな竪穴を囲むようにして周囲に穴居の部屋がある特異な住居が集まっている。この住居様式は、アラブ人の攻撃から隠れるためであったとも、夏の暑さから身を守るために発展したものであるともいわれており、隣のリビアにもまだ多くが残っている。現在はこの竪穴住居を捨てて近代的な住居に移った住民も増えているが、それでもまだ伝統的住居を守り続けている世帯も残っていてこの観光資源となっている。ここは、観光客が多い割には受入れ側の態勢がまだ整っていない。

3) タタウィン

かつて、サハラ砂漠の隊商の中継基地として栄えた町で、スターウォーズの撮影にも使われた、泥で固めた倉庫「クサルめぐり観光」の拠点となっている。

(6) Gafsa - Tozeur ゾーン

1) ガフサ

ローマ時代のモザイクを展示する歴史考古学博物館、ローマ時代の浴場跡等があり、歴史・文化観光の資源を有する町。

2) トズール

アルジェリア国境に近いオアシスの都市で、ドゥーズとともに砂漠観光の基地となっており、巨大な塩湖と独特なレンガ積み模様をもつ建物、ナツメヤシのプランテーション、伝統工芸、砂漠等が観光資源である。観光商品の多様化をめざす観光省の方針により、観光拠点としての重要性を増しつつあり、観光客も増加している。ここにも国際空港が整備されており、ヨーロッパから直行便が乗り入れている。

(7) Bizerte - Beja ゾーン

1) ビゼルト

アフリカ最北端のチュニジア国第4の都市で、観光資源は、フェニキア時代に建設された運河、カスバ、スペイン砦、海洋博物館等であるが、なかでも海洋博物館は海洋生物の展示でよく知られている。

2) ドゥガ

テュニスの南西 100 キロメートルほどにある、ローマ時代に建設され、4 世紀に栄えた都市で、1 万人ほどの住民が生活していたものと推測されている。現在も遺跡は発掘調査が行われており、一部が修復されて保存されている。

(8) Tabarka - Ain Drahamゾーン

1) タバルカ

テュニジア国の北部、アルジェリアの国境に近い地中海に面した町で、古代カルタゴ時代には既に貿易港として栄えた町である。現在では、ダイビングやウォータースポーツ、ハンティングなどのスポーツ観光客を集めているが、近年はツーリストティックゾーンができて、高級リゾートの開発が進められており、ゴルフコースやレジャー施設が整えられて、ヨーロッパからの小グループのリゾート客を誘致している。

2) アイン・ドゥラハム

タバルカの南 30 キロメートルほどにある標高 1,000 メートルの美しいコルク樹の林に囲まれた高原リゾート地で、フランスの植民地時代には避暑地として知られていた。現在のリゾート客は中流以上のテュニジア人が主である。

ONTT は、上記 8 の観光ゾーンのうち、(1) から (5) までを開発優先度の高いゾーンと指定しており、開発計画、土地取得、開発業者の募集、インフラ計画等を積極的に進めている。これらの優先 5 ゾーンは、テュニスとザグーン以外はすべて海浜リゾートゾーンで、政府の開発方針は海浜リゾートにより重点が置かれていることを示している。

一方、内陸部の歴史・文化観光地に対しては海浜リゾートに対するほどの公共投資がなされてきておらず、観光商品の多様化を進めるためのふさわしい環境が整ったとはまだいえない。しかし、近年になって、内陸部、特にガフサ・トズールゾーンに対する観光開発の重要性も認識されるようになって、開発の必要性も理解されつつある。

2－8 観光市場・需要動向

チュニジア国は、1960年代から観光開発を国の産業開発の一端と位置づけ、観光開発、特に海浜リゾートに力点を置いた開発を推進した結果、エジプトでの観光客へのテロによる観光客の減少もあって、北アフリカ第一の観光国に成長した。北アフリカ諸国の観光客受入れは表2－10のとおりである。

表2－10 北アフリカ主要観光国入り込み客数(1998年)

受入国	観光客数(100万人)	観光収入(100万ドル)
チュニジア	4.7	1,713
エジプト	3.7	3,838
モロッコ	3.2	1,250

資料：ONTT

しかし、観光収入の点では、チュニジア国はエジプトの半分以下で、チュニジア国観光における平均客単価はまだまだ低いことが分かる。

観光市場に関しては、地理的にも近く、個人所得の高い西ヨーロッパ市場を対象に市場開拓を進めてきており、現在でもヨーロッパからの観光客はチュニジア国への全観光客の約65%を占めている(表2－11)。したがって、チュニジア国の観光にとって、ヨーロッパ人観光客市場の志向に合わせた開発を進めていくことは開発目的の大きな柱となっており、この傾向は今後も変わらないものと考えられる。

表 2 - 11 テュニジア国への観光客市場（非居住者入国数）

観光客市場	1996		1997		1998	
	人	%	人	%	人	%
全入り込み観光客数	3,884,593	100.0	4,263,107	100.0	4,717,705	100.0
ヨーロッパ	2,522,893	65.0	2,845,952	66.8	3,011,383	63.8
マグレブ	1,232,905	31.7	1,281,298	30.1	1,569,549	33.3
中近東	44,864	1.2	48,871	1.1	45,458	1.0
北アメリカ	26,945	0.7	26,689	0.6	27,831	0.6
アフリカ	12,651	0.3	16,527	0.4	15,246	0.3
日本	4,706	0.1	5,506	0.1	8,354	0.2
その他	39,629	1.0	38,264	0.9	39,884	0.8

資料：ONTT

上記の表 2 - 11 によれば、観光客は 1997 年に比較して、1998 年には 10.7% の増加を示している。この結果、観光収入は 1997 年の 15 億 6,500 万ディナールから 1998 年には 17 億 1,300 万ディナールと 9.4% の増収を示している。

しかし、観光客の滞在宿泊数では 1997 年の 2,979 万 5,812 人・夜から 3,098 万 1,586 人・夜とわずか 4% の増加にとどまっており、このことは、リゾートでの滞在が世界的に短くなる傾向と一致している。そのため、テュニジア国の観光リゾートにおいても、他のリゾート国同様なリゾートの変化に対する対応策が必要とされる。

次に、ヨーロッパ人観光客の主な国籍を表 2 - 12 に示す。

表 2 - 12 主要なヨーロッパ人観光客国籍

観光客国籍	1996		1997		1998	
	人	%	人	%	人	%
ドイツ	808,478	32.0	858,302	30.2	883,944	29.4
フランス	541,878	21.5	619,891	21.8	709,023	23.5
イタリア	270,110	10.7	314,042	11.0	328,256	10.9
イギリス	206,068	8.2	248,010	8.7	263,798	8.8
ベルギー	87,442	3.5	102,659	3.6	114,922	3.8
オーストリア	90,314	3.6	114,363	4.0	106,174	3.5
ポーランド	34,617	1.4	52,649	1.8	87,332	2.9
スイス	75,478	3.0	86,609	2.9	84,247	2.8
スペイン	43,350	1.7	54,422	1.9	68,105	2.3

資料：ONTT

上記の表 2 - 12 から、最も重要な観光客市場は、ドイツ、フランス、イタリア、イギリスとなっている。このなかで、ポーランド人観光客が、1996 年から 1997 年にかけては 55% の増加を示しており、特に 1997 年から 1998 年にかけては 66% の著しい増加を示していることが注目される。入り込み客の国籍別入国統計は表 2 - 13 に示すとおりである。

表2-13 テュニジア国への入り込み客統計

ENTREES DES NON-RESIDENTS PAR NATIONALITE					
SOURCE : O.N.T.T.				ANNEE : 1998	
NATIONALITES	ANNEES	1996	1997	1998	ECART EN % 98/97
FRANÇAIS		541.878	619.891	709.023	+14.4
ALLEMANDS		808.478	858.302	883.944	+3.0
ANGLAIS		206.068	248.010	263.798	+6.4
ITALIENS		270.110	314.042	328.256	+4.5
SCANDINAVES		88.352	80.408	56.201	-30.1
SUISSES		75.478	86.609	84.247	-2.7
BELGES		87.442	102.659	114.922	+11.9
HOLLANDAIS		71.798	67.347	68.116	+1.1
AUTRICHIENS		90.314	114.363	106.174	-7.2
ESPAGNOLS		43.350	54.422	68.105	+25.1
YUGOSLAVES		11.698	16.627	13.678	-17.7
LUXEMBOURGEOIS		4.562	5.065	9.877	+95.0
GRECS		10.523	10.390	10.212	-1.7
RUSSES		31.610	37.823	26.045	-31.1
PORTUGAIS		12.934	12.220	12.116	-0.9
TURCS		17.774	19.870	16.830	-15.3
TCHEQUES		42.598	54.551	50.913	-6.7
SLOVAQUES		9.149	13.633	14.259	+4.6
IRLANDAIS		10.340	15.432	24.938	+61.6
BULGARES		6.640	8.607	8.295	-3.6
HONGROIS		18.603	16.979	17.172	+1.1
POLONAIS		34.617	52.649	87.332	+65.9
MALTAIS		8.863	11.011	10.251	-6.9
ROUMAINS		4.602	6.060	8.738	+44.2
DIVERS EUROPEENS		15.112	18.982	17.941	-5.5
TOTAL EUROPEENS		2.522.893	2.845.952	3.011.383	+5.8
%		58.1	59.9	57.7	
ALGERIENS		669.933	605.383	684.221	+13.0
LIBYENS		526.146	626.393	834.473	+33.2
MAROCAINS		30.881	42.847	45.111	+5.3
MAURITANIENS		5.945	6.675	5.744	-13.9
TOTAL MAGHREBINS		1.232.905	1.281.298	1.569.549	+22.5
%		28.4	27.0	30.1	
AMERICAINS		12.775	12.722	12.470	-2.0
CANADIENS		14.170	13.967	15.361	+10.0
TOTAL NORD-AMERICAINS		26.945	26.689	27.831	+4.3
%		0.6	0.6	0.5	
MOYEN-ORIENTAUX		44.864	48.871	45.458	-7.0
AFRICAINS		12.651	16.527	15.246	-7.8
JAPONAIS		4.706	5.506	8.354	+51.7
DIVERS		39.629	38.264	39.884	+4.2
TOTAL N-RESIDENTS ETRANGERS		3.884.593	4.263.107	4.717.705	+10.7
%		89.4	89.8	90.4	
TUNISIENS N-RESIDENTS		459.905	486.523	500.127	+2.8
%		10.6	10.2	9.6	
TOTAL GENERAL		4.344.498	4.749.630	5.217.832	+9.9
%		100	100	100	

第3章 テュニジア国観光開発の展望と課題

3 - 1 観光開発計画、行政及び政策

第2章2 - 2で述べたように、観光部門は第9次経済社会開発計画において、国家経済上の重要な部門として位置づけられ、1つの章をあてて観光商品の多様化、サービスの改善、宣伝活動の強化など、その発展を図るための基本的な方針が定められているが、観光振興のための具体的方策を示すまでのものとはなっていない。

また、地方レベルの開発計画については、ONTTは全国を8つの観光ゾーンに分けて、計画の策定と観光開発の推進を図っているとのことであったが、今回の事前調査では計画は明示されず、国家プロジェクトとして進められているカルタゴ、シディ・ブ・サイド公園整備計画を除いては、各地方の観光開発マスタープランとして十分なものは策定されていないように見受けられる。

このような状況から、テュニジア国経済の極めて重要な部門である国際観光の一層の発展を全体として整合性ある形で強力に推進していくためには、テュニジア国の観光部門の現状を競合国との比較を含めて詳細かつ正確に分析・評価し、それらを踏まえての基本戦略、観光施設・インフラの整備、マーケティング、人材育成計画等の方策を含む包括的な全国観光開発マスタープランを策定すること、そして優先的に観光開発を進めるべき地域における事業化計画を含むより詳細な観光開発計画の策定を図ることが効果的と考えられる。

これらの計画策定にあたっては、地理的条件等により、引き続きヨーロッパが中心的ターゲット市場とはなるものの、これまでのヨーロッパ人によるビーチ滞在型一辺倒の観光から、歴史・文化遺跡・砂漠オアシス・ゴルフなど地域の観光資源を生かした、観光要素・地域・客層の多様化と、サービスレベルの向上に力を入れることが大切である。

現在、テュニジア国では国営企業の民営化が進んでおり、ホテルなどのハード面での整備においては政府の積極的な奨励策も手伝って、民間企業によるホテル投資が好調で、量的には順調な推移を見せている。しかし、政府の強いイニシアティブにより観光開発が進められているためか、民間のサービスに対する意識が全体的に低いようである。今後、テュニジア国の観光政策のなかで、人材育成を含めたソフト面における整備が非常に大切であるが、国をはじめとして観光関係者がハード面と同様、ソフト面の重要性（特に、観光サービスにおけるホスピタリティの重要性）をいかに認識するかが重要であり、人材育成ということでは既存のホテル学校の育成方針やカリキュラム等について見直していくなどの措置も必要であると思われる。

また、調査の効率的実施を図るため、カルタゴ、シディ・ブ・サイド公園整備計画、世銀による文化遺産の管理と活用に関する調査等、既存あるいは進行中の他の計画調査との重複を避け、こ

れらを活用し、整合性に配慮しつつ調査を進めていくことが肝要である。

3 - 2 観光振興・宣伝

ONTTにとって、今後の観光振興のために必要とされることは、これまでの海浜リゾート偏重主義から、国内にある豊かな文化・遺跡遺産を活用した文化観光にも重点を置き、「これまでになかった新しい観光商品を開発すること」と「リゾートの質を向上させて、より幅の広い観光客を誘致すること」である。この目的は、既に確立された「海浜リゾート国チュニジア」を保持しつつ、開発投資の力点を「文化・遺跡観光」にも置いて、両者がそれぞれ単独に、または両者を組み合わせることによって新しい観光商品の開発とリゾートの質の向上をめざすことにより達成される。

そのための方策として、今後の投資効率性の面からも、これまでに開発された海浜リゾートを最大限活用し、歴史・文化観光を中心とした周遊型観光を有機的に組み合わせて新しい観光商品開発に生かすことが望ましい。そのためには、以下の開発戦略が考えられる。

- (1) これまでに出来たリゾートホテルの集積を最大限に活用して、スポーツ、工芸、文化・遺跡観光、砂漠観光を含む多様な商品開発を行う。そのためには、リゾート施設を拠点として、ゴルフやテニス等のスポーツイベント、内陸部の歴史、文化遺跡、砂漠観光、オアシス都市訪問、マリンスポーツやチュニジア国の伝統工芸体験等、周遊型、活動型の観光プログラムを組み合わせた新しいリゾート様式の観光商品を開発する。
- (2) 上記の観光客の増加に対応した内陸部の観光開発に必要なインフラ整備を促進する。開発も周辺の水資源、自然・社会環境を考慮して、現地の状況にふさわしい観光地として開発し、海浜地区にあるリゾート施設を経由地の中に積極的に取り入れた周遊観光を振興することにより、リゾート施設の効率的利用をもめざす。また、内陸部の開発規模算定と施設計画には、上記(1)により発生するリゾート客数と周遊観光を主目的にするグループ及び個人旅行者のニーズを把握する。
- (3) また、チュニジア国における歴史的・文化的観光資源が周辺諸国、特に、リビアのサブラタやレプティスマグナ等のローマ遺跡、アポロニアやシレナイカ等のギリシャの遺跡、オアシス都市のガダメス等と文化的な関連をもったものであることから、現在、既に始まっているリビアとの観光協力を今後とも継続していくことがチュニジア国観光商品の付加価値と多様性を高めることになる。

(4)観光宣伝に関しては、ONTT が実施しているトラベルフェアへの出展、ツアーオペレーター、各メディアを対象としたワークショップを今後も継続して実施することと、大使館、観光事務所、航空会社、各地域の商工会議所等が合同でポスター、パンフレット、ビデオ等を作成し配布することが勧められる。観光評議会 (Tunisian Tourism Board) の費用支援も引き続き行われるものと思われる。パンフレットの作成にあたっては、その対象と目的に合ったシステムづくりが必要とされる。

3 - 3 観光インフラ

チュニジア国における観光インフラに関しては、全体的には、既に一定の整備水準に達していると思われるが、道路は、これまでの観光開発政策を反映して、海岸部のリゾートへのアクセス道路には特に力を入れている反面、内陸部の道路の整備水準とはかなりの開きがあることも事実である。しかし、これは、内陸部の観光が、これまで、数の少ない日本人の小グループやヨーロッパ人の個人旅行者のような、密度の低い観光がほとんどであったこともその理由になっているとも考えられる。

しかし、現在実施中の第9次5か年計画においては、「観光商品の多様化と質の向上」をめざしており、内陸部への観光活動を振興するためには、リゾート地を起点とし、内陸部の観光地である遺跡及び砂漠に達する道路の整備水準を向上させ、輸送時間をできるだけ短縮させることが不可欠とされている。ゆえに、今後は高速道路及びセカンダリーロードとされている内陸部の国道を改善すること並びに都市バイパス道路整備の検討を行うことが必要であると考えられる。特に、主要観光地間を結ぶ地方道路の排水と橋梁に関しては将来的に問題となる可能性があることから、これらの改善を順次行っていくことが望まれる。以下に主要な改善課題を箇条書きに記す。

(1)セカンダリー道路の改善

内陸部においても、主要幹線の整備は一般的に良くなされており、時速80キロメートルから100キロメートルで走ることが可能で、交通インフラとしての要求水準を満たしている。しかし、セカンダリーロードとされている地方の支線に関しては、そのほとんどがアスファルト・マカダム舗装であるが、路床が強固なせいか、破損は少なかった。しかし、交通量が少ないせいか、舗装が一車線分しかいないために、時々他の車とすれ違うときにはどちらかが路肩を走らねばならず、不安を感じることもあった。したがって、交通安全のためには、舗装部分の幅を2車線分に増やすことが望まれる。

(2) 遺跡へのアクセス道路の改善

内陸部の観光地となる遺跡の多くは、そのほとんどが現在の町の外側にあって国道から分岐したアクセス道路により結ばれているが、そのほとんどは農道として整備された道路であり、観光バスの通行を想定したものではないところから、農繁期には農機が道路に置かれて観光バスが通りにくくなるとのことで、観光客の車両の円滑な交通のためには、拡幅、舗装の改善、アクセス道路の付け替え等を検討する必要があるものと考えられる。

(3) 遺跡周辺の観光客用施設の整備

現在、多くの遺跡においては駐車場、トイレ等がなく、見学者は遺跡のすぐ前や近くの空き地に車を止めたり、遺跡の陰で用を足したりした跡が散見された。そのため、遺跡の景観と衛生の保全のため、遺跡から少し離れた場所にビジターセンターを整備し、景観の保全を図ると同時に、駐車場、便所等、観光客が必要とする施設の整備をすることが求められる。

(4) 道路の雨水排水施設

今回の事前調査では、雨天が続いたため、道路際の雨水排水路では排水しきれず、道路が冠水している所を目撃した。通行には特に支障がなかったものの、長期的には路床の流失による道路の破損が進行することとも考えられることから、雨水排水施設の清掃と維持管理、容量増加等、その場所に適した改善策の検討が必要と思われる。

(5) 観光客の移動手段としての交通

現在、スースのリゾートと市内、ポルト・カンタウィの間の交通に汽車の形をしたリゾートバスが運行されている以外、ほとんどのリゾートにおいては、周辺、または内陸部への交通手段がまだ十分でないため、個人での移動が困難である。特に、内陸部への観光は30人程度の小型バスをチャーターするか、レンタカーを借りる以外交通手段がなく、観光活動が極めて制限されていることから、観光旅行客が容易に利用できるような中距離交通機関の充実が望まれる。

3 - 4 観光資源及び主要観光ゾーン

これまで、チュニジア国における最大の観光資源は海浜リゾートで、2 - 6 で示した ONTT による 8 観光開発ゾーンのうちでも、優先度の高い 5 ゾーンはテュニス・ザグーン以外はすべて海浜リゾートである。また、主たる市場であるヨーロッパ諸国においても、チュニジア国の「海浜リゾート」の評価は確立されており、その価格戦略も観光市場において受け入れられている。すなわち、「安価で快適なチュニジア国の海浜リゾート」としてその評価は確立されており、これからもヨーロッパ市場が最大の観光客市場であることは変わらないものと考えられることから、海浜リゾートはチュニジア国観光の中心的開発課題として位置づけられることになるものと予見される。

しかし、同時にこれらリゾートと内陸部の歴史・文化遺跡、砂漠及びオアシス都市などの周辺観光資源を組み合わせることにより、リゾートそのものにより高い付加価値を与えると同時に、内陸部への観光投資を促進し「滞在から活動へ」という世界的なリゾート様式の変化に対応していくことも必要であろう。スポーツ、歴史・考古学研究、工芸、音楽等を自ら体験する体験観光資源を開発し、チュニジア国全体の観光資源と観光活動の幅を広げ、幅の広い観光客市場を開拓していくことも重要な課題となる。

また、内陸部における遺跡も、まだ十分な修復や補強等の保全策が施されているとはいえず瓦礫の山となっている部分も多く見られたことから、これらの対策を早期に実施する必要がある。さらに、各サイトにおいては、その遺跡等が有する歴史及び文化的価値を説明する掲示板やパンフレット等が不足しているため、ビジターセンター等を整備し、観光案内及び展示の方法を研究することが望まれる。

これまでに、何回か引用した「8 観光ゾーン」と「優先 5 ゾーン」に関しては、ONTT のデータ収集、分析がすべてそのゾーン分けによっているため、本格調査においてもそのゾーン区分に十分配慮することが必要となる。

3 - 5 観光商品

チュニジア国の観光商品は、これまでの観光政策により、海浜リゾートが主要な観光商品となっている。しかし、その多くが、ホテルでの滞在が主で、滞在地のメディナや砦、近くの町やポルト・カンタウィのような他のリゾート地を訪ねるぐらいで、内陸部の観光は時間がかかることから、オプションツアーとして別個に行われてきた。したがって、観光商品もそのような行動パターンに合わせて組まれたものが多く、内陸部の観光が伸び悩む原因となっている。

そのため、新たな観光商品開発にあたっては、まずは、リゾートと内陸部の交通アクセスをしっかりと確立することが肝要である。これにより、リゾートを拠点とした周辺への周遊観光が効率的に行われるようになり、現在、1日で1～2か所しか回れないコースも、訪問可能な観光地が増えることによって、より内容の豊かで魅力的な観光プログラムを開発することができるようになると思われる。

今回の現地踏査の際に、日本人旅行者にヒアリングを試みたが、いずれも、ホテルからの出発時間が明け方5時ごろで、疲労を伴うものであるとの答えがあった。そのため、内陸部への観光は、ホテルの整備もさることながら、交通インフラの改善が重要な要素になるものとの印象を受けた。

また、観光商品のなかに、テニス、ゴルフ、砂漠のバラの掘り出し、古いクサルや遺跡の修復、考古学発掘等アマチュア専門家も楽しめるような体験プログラムを用意することにより、これまでよりも幅の広い層の観光・リゾート客の市場を開発していくことが可能となる。

お土産品に関しても、カーペット、陶器、革細工、ガラス工芸、彫金等の伝統的手工芸製品も大きな物が多く、その質と製作技術も満足の得られるレベルではない。

また、遠方からの観光客が持ち帰るのに便利のように、小さくて軽く細工の良いものが望まれる。また、壊れやすいガラス器や陶器のためにもケースを用意して観光客が安心して持ち帰れるような方法を考慮することが求められる。

3 - 6 観光市場及び需要動向

チュニジア国の観光・リゾートはヨーロッパを主たる市場として、安価で快適な海浜リゾートを売り物に、先発であったカナリア諸島やマジョルカ島との競合により発展してきた。しかし、1980年代以降、主たる市場であるヨーロッパ諸国においては、経済発展と個人所得の上昇に伴う可処分所得比率の増加により、より高級なリゾートへの志向が強まってきており、それまでチュニジア国のリゾートに満足していた層も、より快適で高級なリゾートを求めて移動していく動きが見られた。そのため、チュニジア国側も1990年代より高級化を志向し始め、ホテル投資も4つ星と5つ星へと重点が移ってきている。この傾向は、1996年から1998年までの各クラスごとのホテルベッド数に表れており、4つ星ホテルが3万5,000ベッドから4万4,000ベッドへと9,000ベッドの増加、5つ星ホテルが1万2,000ベッドから1万6,000ベッドへと4,000ベッドの増加をしているのに対して、3つ星以下のホテルのベッド数はほとんど増加していない。

このようななかで、チュニジア国の観光資源である海浜リゾートがこれまでのような名声を維持していくためには、海洋環境の保全と同時に、市場の高級志向に合わせたリゾート開発が必要

となろう。また、東欧及びロシア等のようにリゾート志向がありながら、これまでは計画経済社会のリゾートしか経験したことのなかった新しい市場が増加傾向を示しており、これら市場をターゲットとした安価なリゾート施設の維持・補修も同時に進めることが必要とされる。

第4章 現地踏査結果

4 - 1 現地踏査結果

今回の事前調査では、1 - 4 調査日程のとおり現地踏査を実施した。以下に各訪問先で面談した MTLA 及び ONTT 関係者等との意見交換内容の概要を記載する。

また、観光余暇工芸省大臣に表敬訪問を行う機会があったことから、同大臣の発言要旨を章末に記す。

(1) Sousse 周辺

Sousse は、「サヘルの真珠」と形容されるチュニジア国の代表的なビーチリゾートである。町の北側一帯に広がる白砂のビーチとその背後にそびえるリバト、そして 1988 年に世界遺産に指定された旧市街地などが主な観光資源である。他のリゾートと違い、北欧が観光客の主要な発地国となっている。今回の踏査では、Sousse から北に約 5 キロメートルに位置する Port el Kantaoui (ヨットハーバー) 及びその南約 25 キロメートルに位置する Monastir (ビーチリゾート、リバト、ブルギバ霊廟など) も訪問した。

ONTT Sousse 支局長との協議内容要旨は次のとおり：

Sousse の観光はとても多様化している。すなわち、年間にゴルフ観光客 1 万 5,000 人、国際会議出席者 2 万人、タラソテラピー (海草療法) 観光客 2 万 2,000 人が当地を訪れており、オフシーズンの現在でも宿泊施設は 60% の入館率を維持している。また、ラマダン中は、レストラン、カジノ、ディスコ等夜のエンターテインメントに力を入れている。ちなみに宿泊施設は全体の 40% が 4 つ星以上の格付けである。

当 ONTT 支局は、Sousse 及び Kairouan の知事の管轄下、地域観光開発、ツアープログラム開発、ホテル等建築物の検査、中央と市当局との連絡等を担当している。

現在、これまでに計画していた観光開発を 9 割 9 分実施したので、今後の方針を策定したうえで、新たな観光地を開発していく予定である。その際には、サービスの向上、環境との協調、外国人観光客の誘致、人材育成、そして商品の多様化に配慮する必要がある。日本人は文化観光に興味があるとのことなので、高いポテンシャルをもつ市場であると考えている。人材育成は現在も積極的に取り組んでおり、Kantaoui に国立・私立のホテル学校があるほか、来年 2 月からは Sousse 大学の経営学部のホテル経営学科が設立される予定。Kantaoui の学校に

は 550 人の枠に 1,500 人が応募するなど、観光教育に対する需要は高く、卒業生は(これらの学校経営にかかわっている)ホテルなど観光業界にほぼ完全に就職している。

観光産業振興策として、観光産業用に土地を収用する場合の価格割引や免税措置、観光関連事業者への低金利融資等を取り入れている。

(2) Djerba 島

Djerba 島は、ヨーロッパから直行便が乗り入れているチュニジア国最大のリゾートである。主な観光資源は、北部の Houmt Souk(アラブ人街)及び Guellala(陶器街)、東部海岸に 20 キロメートルにわたって広がるツーリストティックゾーンである。

ONTT、Djerba - Zarzis - Gabes 支局長との協議内容要旨は次のとおり：

当支局は、Medenine 県、Gabes / Matmata 県及び Tataouine 県を統括しており、観光投資、衛生・環境、ホテルサービス及び主工芸品などの管理、並びにガイドの監督などを行っている。昨年は、115 万人が当地を訪れ、うち日本人観光客は 4,500 人であった。日本人観光客の要求が高いものであることは承知しており、それに対応すべく努力している。全国に 8 つある国立ホテル学校のうちの 1 つが Djerba 島にあり、ホテル従業員の質の向上に貢献している。また、観光レストランについては、旅行業者とタイアップしてフォークの数でランク付けを行っている。今後の計画としては、2 年後にマリーナを開設すること、Zarzis にツーリストティックゾーンを設立することなどがあげられる。

(3) Matmata、Tozeur 周辺

Matmata では、伝統的な穴居住宅に住むベルベル人の生活様式を垣間見ることができる。周辺には荒涼とした砂岩から成る山々がはるか彼方まで広がっており、月面のような風景を提供している。Tozeur へは、砂漠の入り口 Douz 及び巨大な塩湖 Chott el Jerid を経由するルートを取った。

ONTT、Tozeur 支局長との協議内容要旨は次のとおり：

1987 年に現大統領が就任してから、この地域の観光を積極的に振興していく方針が打ち出され、キャラバン(砂漠)観光、コンベンション観光、温泉観光、オフロードラリー選手権などの観光商品を開発してきている。現在、77 件のホテルに 1 万台のベッドを備えて観光客収容力の強化を図るとともに、空港拡張を行い、スムーズなアクセス性を確保すべく努力して

いる。当地へは、ドイツ、フランス、イタリア、スペインなどから年間約 70 万人～ 80 万人の観光客が訪れており、今後も上昇していくことが見込まれる。なお、ハイシーズンは 10 月～ 6 月まで、ローシーズンは 7 月～ 9 月までで、ローシーズン中は、海浜リゾート客が 1～2 泊で訪れるケースが多い。

砂漠観光は、特に安全面に配慮しており、緊急救命センターを開設する計画があるほか、旅行者には旅行日程を国家警察隊に提出させる義務を課すなど、万一来臨に備えて十分な体制を整えている。

環境保全については、市当局と共同で水質浄化・蚊の撲滅プロジェクトを実施したり、観光に関連する収益の 1% を環境保全に投資する基金を設立したりしている。

(4) Sbeitla Dougga 周辺

Sbeitla は、7 世紀の半ばに建設された、ビザンティン帝国の遺跡である。凱旋門、神殿群などは比較的良好な状態で保存されている。Dougga は、チュニジア国に残存する最大のローマ遺跡であり、1997 年に世界遺産に指定された。なだらかな丘陵地帯を望む小高い丘の斜面に、劇場、浴場、神殿などを見ることができる。

ONTT、Sbeitla 支局長との協議内容要旨は次のとおり：

Sbeitla には、年間約 10 万人の観光客と、約 10 万人のアルジェリア人買い物客が訪問している。観光開発はほとんど進んでおらず、ホテルは 6 軒（合計ベッド数 340 台）で入館率は年平均 17% である（これらホテルのうち 1 軒は国営）。当地の観光資源は、ローマ時代の遺跡、国立公園（Bou Zegma、Kasserine）、ハンティング（猪・野鳥）などであるが、ONTT 支局は 2 か月前に開設されたばかりであり（ONTT 支局は全国に 10 か所ある）、これから開発していかなければならないサイトも多くある（例えばヒドラ遺跡、マクタリス遺跡など）。また、地元民の間に観光客を受け入れる意識の形成を図ることや、ホテルの質や容量を向上していくことも目下の課題といえる。

同支局は、現地スタッフ 3 名と、同支局長の 4 名から構成されており、Kasserine 県、Siliana 県及び Sidi bou Zid 県を統括している。

「観光余暇工芸省大臣発言要旨」

これまでチュニジア国観光は、海浜リゾートとヨーロッパ観光客によって支えられてきたという経緯があるが、現在、これをベースとして商品の多様化（サハラ観光、文化観光、ゴルフ、国際会議、タラソテラピー（海草療法））とサービスレベルの向上をめざしており、

観光業全体として良い方向に向かっているといえる。しかし、更に改善していく必要があり、今回の調査で提案されることは、我々が今後観光開発をしていくうえでのリファレンスになるものと認識している。本調査範囲の大枠については合意しているものの、チュニジア国観光が、競争の激しい地中海地域にあってどうすればより多くの観光客を獲得できるか、どういうイメージで宣伝するか、そして日本など遠方の観光客をどうやって惹きつけるか、などについても提案していただきたい。

また、調査実施後は、関係者を集めてセミナーを開催し、本調査結果を事業化することに努めたい。

本調査には大いに期待しており、実施にあたっては、あらゆる便宜を図る用意がある。

第5章 本格調査への提言

5 - 1 調査目的及び基本方針

(1) 調査目的

本格調査では、全国観光開発 M / P (目標年次 2016 年) を策定し、同 M / P によって選定された最大 3 か所の優先観光地域における開発計画 (含 F / S ; 目標年次 2006 年) を実施する。

また、調査は次の点を基本方針として実施する。

偏向した観光客市場及び観光目的地を多様化させる。

宿泊施設及びその他観光施設におけるサービスの質を分析 / 評価し、国際市場の要請に対応できる水準に向上させる。

世銀による「文化遺産の管理と活用」調査等既存及び現在実施中の観光開発調査との重複を避け、これら調査結果との調和を図りつつ調査を進める。

市場調査の実施 / 分析等を含む観光開発計画の策定手法について実施機関関係者を対象に技術移転を行う。

5 - 2 調査対象地域

(1) 全国観光開発計画

チュニジア国全土を対象とする。

(2) 優先地域における観光開発計画

全国観光開発計画 (マスタープラン) において実施した、現状レビュー、需要予測及び観光開発戦略等の結果を踏まえて、優先開発地域を 3 か所を上限として選定する。選定基準及び評価手法については、チュニジア国側 C / P との緊密な協議のうえ決定し、それを踏まえ最終的な選定を行う。

5 - 3 調査内容と実施方法

(1) 現状分析

1) 社会経済及び自然条件の現状把握及び分析

各種経済指標、人口動態 / 分布及び地域別産業構造等社会経済条件、並びに気象、地質及び地形等自然条件のレビューを行う。

2) 観光産業の現状把握及び分析

チュニジア国観光部門の現状について、次の項目をレビューし、チュニジア国観光の長所及び短所を分析する。

(ア) 観光関連資料

(イ) 既存観光開発計画

(ウ) 行政組織制度、政策及び法規

(エ) 観光振興、マーケティング及び宣伝

(オ) 観光資源 / 施設 / その他観光産業(旅行業、ホテル業、土産物産業等)の現状及びこれらに係るサービス

(カ) 観光投資及び投資環境

(キ) 観光産業が社会 / 経済に与えているインパクト

外貨獲得、周辺産業への影響、雇用への影響等について、できる限り定量的に分析する。

(ク) 観光インフラ(交通ネットワーク等)

(ケ) 人材育成

(コ) 環境保全(自然、遺跡、文化財等)

(サ) 競合国における観光開発戦略・資源・インフラ等のレビュー

ギリシャ、モロッコ、ポルトガル、スペイン(マジョルカ島)及びトルコにおいて、観光戦略、振興策、マーケティング、主要市場等に係るレビューを行い、チュニジア国との比較を行う。

なお、これら第3国における現地調査は実施しない。

(シ) 市場調査

既存データ / 文献調査、並びに観光客 / 旅行代理店 / ホテル業者 / 政府観光局に対するアンケート / ヒアリング調査を行う。

政府観光局が既に十分な情報を有していると考えられるヨーロッパ諸国(ドイツ、フ

ランス、イタリア等)並びにマグレブ諸国(リビア、アルジェリア、モロッコ)等については、既存の調査データ等をレビューし、その旅行形態、嗜好等につき取りまとめる。

新規市場(イギリス、イタリア、ポーランド、スペイン及び日本)については、既存調査レポートを分析するとともに、それを補完するものとして新たに市場調査を実施する。調査項目は少なくとも次の項目を含むものとする。調査場所は、旅行代理店、ランドオペレーター、航空会社、各ランクのホテル及び主要空港等で、質問票の送付及び/又は聞き込み調査によって実施する(市場調査対象国における現地調査は行わない)。

ア)旅行客についての調査項目

認知媒体/動機、目的、興味/旅行形態/目的地、旅行ルート(チュニジア国内及び国外)、滞在日数/支出動向/満足度(ホテル、食事及びその他サービス等)/再訪の意思/文化遺跡観光、砂漠観光及びゴルフ観光に対する需要及び印象、その他必要事項
イ)旅行代理店、ランドオペレーター及び航空会社についての調査項目

主要なツアー商品及びマーケット特性、他国との比較、新たな観光ルートの必要性和条件、チュニジア国政府の観光振興等に対する要望、直行便の可能性及び必要条件、その他必要事項について情報を収集し取りまとめる。

なお、本項については、調査進捗状況に応じてプログレスレポート(1)及びインテリムレポートに分けてまとめることとし、調査の実施にあたっては現地及び/又は国内再委託により行うこととする。

(2)全国観光開発マスタープランの策定(目標年次2016年)

1)開発基本戦略の策定

全国観光開発方針・政策、重点開発項目、開発目標等を設定する。チュニジア国では文化遺跡観光及び砂漠観光等を今後積極的に開発していく計画であること、並びに遺跡管理に関する世銀の調査が実施されていることなどから、これら計画・調査を整合性のとれた方針の下で開発できるような包括的戦略を策定する。

2)経済・社会フレーム策定及び需要予測

主要市場国の過去のGDP、人口、可処分所得、交通費等を分析し、これまでの実績を考慮しつつ目標年次(2016年)の観光需要(入り込み客)を予測する。成長率予測は複数設定し、それらに基づいて需要予測を行う。この値を考慮して供給側の観光関連部門の経済・社会フレームを設定する。また、主要観光地別に入り込み客数を予測する。

3) ゾーニング及び各ゾーンの開発方針の策定

チュニジア国観光開発計画等との整合性に配慮し、市場調査等の結果を反映させて観光開発ゾーンを画定する。

4) インフラ整備計画

観光資源へのアクセス交通、通信及び衛生設備の整備計画を調査する。サービスレベルの向上に資する事項、すなわち観光資源の保全、人材育成や組織強化につながるものにも十分配慮する。

5) 観光施設整備計画

宿泊施設、案内所、ショッピングモール、テーマパーク等の整備計画を策定する。

6) 初期環境調査

上記4)及び5)について自然・社会に与える影響をスコーピング・スクリーニングする。

7) 観光振興・宣伝計画

国際・国内市場におけるマーケティング、イメージ戦略(パブリケーション等)、新規市場開拓等に係る提言を行う。また、旅行目的地及び旅行客の多様化を念頭に置いたツアープログラム等観光商品の開発・観光サーキットの設定も併せて提案する。

8) 人材育成計画

政府観光部門及び官民観光施設におけるサービスの向上を目的とした人材育成計画を提案する。

9) 組織制度整備計画

公的部門及び民間部門(含NGOs)の役割を明確化するとともに、これらの機能強化を提言する。また、観光振興計画を円滑に実施するための組織・法制度について提言する。遺跡保存等に関する組織・制度については、既に世銀により実施されているので対象としない。

10) 経済・社会影響評価

宿泊施設等における直接雇用創出、農業・手工芸産業等における間接雇用創出の予測を行う。また、あわせて観光振興が地域経済・社会に与える影響(職業・ライフスタイル等)を分析する。観光収入/支出、GDPとの関係、経済活動の活性化(投資動向)、周辺産業への波

及効果等については、定量的に行う。

11) 優先観光開発地域の選定及び各地域における開発基本戦略の策定

上記調査結果を踏まえて、次の評価基準等によって優先観光開発地域を選定する。なお、選定はチュニジア国側との緊密な協議 / 調整のうえ行うこととする。

- ・既存の観光開発計画
- ・外国人観光客の集客ポテンシャル
- ・事業実施余地の有無
- ・周辺環境の制約
- ・旅行商品の多様化

(3) 優先地域観光開発計画の策定

上記(2)11)において選定された優先地域における観光開発計画を策定する。

1) 土地利用計画

地元社会及び地元経済の特性を分析し、遺跡等観光資源保全地区、駐車場、マーケットエリア(土産物販売等地元住民への経済的裨益)、住民居住区等の区分を明確にする。

なお、分析にあたっては、利害関係者の洗い出し(ステークホルダーアナリシス)を行い、各階層の異なる考えを把握しつつ調査を進めること。

また、需要予測に応じた段階的な開発についても検討する。

2) 観光商品開発

上記(2)において提案された観光商品、ルートのブレイクダウンを行う。

3) 観光資源 / 施設整備計画

観光資源周辺における宿泊施設・インフォメーションセンター・テーマパーク及び観光資源保全のための施設整備計画を提案する。

4) インフラ整備計画

観光資源へのアクセス交通、通信及び衛生設備の整備計画を提案する。なお、上記3)及び本項については、緊急性及び事業規模等に応じて、2006年、2011年及び2016年について段階的に計画することとする。

5) 優先プロジェクトの評価及び選定

サービスレベルの向上に資する事項、特に観光資源 / 環境の保全、人材育成や組織強化につながるもの、並びに観光目的地及び観光客の多様化に貢献するものに十分配慮する。

(4) 優先プロジェクトの F / S の実施 (目標年次 2006 年)

上記(3)5)で選定されたプロジェクトについて、2006 年の事業化を念頭に置いたフィージビリティスタディを実施する。

1) 概略設計 / 施工計画 / 積算

既存の地形図等を用いて概略設計 / 施工計画 / 概略工事数量及び概算工事費の算出を行う。ボーリング及び測量等自然条件調査は実施しない。

2) 事業化・投資計画

各施設の維持 / 運営に必要な経費、人員配置を検討し、事業化のための費用概算を行う。また、事業費調達のための投資シナリオを設定し、政府財政支出、外国からの借款及び民間投資等を考慮に入れ、計画を策定する。

3) 経済・財務分析

観光開発による地域 / 他産業への波及効果を含めて分析 / 評価を行う。また、需要、事業費概算額等が増減した場合の感度分析も併せて行う。

4) 環境影響評価

IEE で明らかとなった重要な環境影響項目について実施し、定性的及び定量的な提言を行う。

(5) 総合評価及び提言

観光部門全般にわたり改善すべき事項、並びに将来への展望についての提言を行う。

5 - 4 調査実施スケジュール

巻末添付の Scope of Work (S / W) に示すスケジュールで調査を実施する。

5 - 5 調査団員の構成及び担当事項

(1) 総括 / 観光開発計画

- ・調査の実行、報告書の作成、説明及び協議に係る業務の総括
- ・チュニジア国の観光資源及び市場等の特徴を考慮し、既存観光開発計画(含ドナーによる調査計画) との整合を図りつつ、同国観光開発の基本となる開発目標、戦略 / シナリオ及び方針等を策定する。

(2) 副総括 / 観光資源評価

- ・総括の支援
- ・観光資源の評価、ゾーニング、整備計画、保全計画及び管理運営等に係る調査実施及び取りまとめ

(3) 観光行政 / 法制度 / 組織

- ・観光部門の行政機構、法制度等の分析及び提案

(4) 市場調査 / 需要予測

(観光市場調査に精通しており、欧州及び地中海沿岸諸国の観光分野に詳しい者が望ましい)

- ・市場調査 / 分析及び将来入り込み観光客数予測の実施
- ・マーケティング及び市場開拓手法の提案
- ・経済 / 社会フレームの設定

(5) 観光振興 / 宣伝計画

- ・観光産業振興 / 宣伝計画の提案

(6) 観光商品開発

(テュニジア国に類似した環境を有する国における文化遺跡 / 砂漠オアシス等観光旅行パッケージ等観光商品開発の実績のある者が望ましい)

- ・ツアープログラム / 遺跡資源等を利用したテーマパーク等観光商品の開発及び提案

(7) サービス改善 / 人材育成計画

- ・政府観光部門及び民間観光施設等におけるサービス水準改善のための方策の提案
- ・人材育成機関におけるカリキュラム、運営手法の具体的な提案

(8) 経済社会影響評価

- ・観光開発に伴う経済社会的な影響の評価 / 分析
- ・観光開発が他産業へ与える波及効果の評価 / 分析

(9) インフラ整備 / 事業化計画

- ・上下水道、アクセス道路、空港等観光に関連するインフラ整備計画の提案
- ・インフラ整備事業化計画の提案

(10) 観光施設整備 / 土地利用計画

- ・宿泊施設、ビジターセンター等観光施設整備計画の提案
- ・観光開発ゾーンの区分け及び土地利用計画の策定

(11) 経済財務分析 / 投資計画

- ・社会経済フレームの策定

- ・ 経済財務分析 / 投資計画の実施

(12) 社会 / 環境影響評価

- ・ 観光開発に伴う社会 / 環境影響評価の実施

5 - 6 調査実施上の留意事項

(1) 本格調査の視点

チュニジア国は、これまで JICA で実施してきた観光開発計画調査とは次の点において異なることを十分留意すること。

1) 基本的なインフラが整備されていること

これまでに実施されてきた観光開発計画調査の多くは、主として、他に経済的牽引車となる産業がないか、あるいはあっても脆弱で、自然や遺跡等を資源とした観光産業の振興がその国の経済発展、国家財政と外貨収入の増大に多大な貢献が期待される国々において実施されてきた。しかし、今回の調査対象国であるチュニジア国は、1 人当たりの GNP も 2,150 ドル (1998 年) と中進国のレベルにあり、一般的なインフラはこれまで述べてきたとおりかなりの水準で整備されているといえる。

国民生活も首都のテュニスはもちろん、地方都市、村落において、昔のままの泥壁の家や穴居住宅にそのまま住んでいる伝統的居住者はいるものの、その生活状況は貧しいものではなく、一定の水準を維持しており、スラムを形成している所も特になく、調査中に物乞に出会うこともほとんどなかった。(伝統的な生活様式を営んでいるマトマタ近辺の住民も、その生活様式自体を観光商品として旅行客に提供し (見物させ)、チップを得ている。)

2) チュニジア国は、これまでに 40 年間の観光開発の実績と集積をもつ観光立国であること

チュニジア国における観光開発は 1960 年代に国家経済における重要セクターとしての位置づけがなされて以来、ヨーロッパ諸国を市場とした海浜リゾート開発に重点を置いて推進されてきており、カナリア諸島、マジョルカ島等とともに比較的低価格な海洋リゾート地として、ドイツ、フランス、イギリス等を中心的観光客市場として既にその地位を確立している。1998 年には約 700 軒のホテルと 18 万 5,000 床のベッドが整備されており、470 万人 (テュ

ニジア全国民の55%)以上の観光客を誘致している。これは、アフリカ地域では南アフリカに次いで第2位、北アフリカ・マグレブ諸国のなかでは第1位で、観光収入もGDPの5.9%を占める観光立国である。

3) 本件観光開発計画調査に期待される目的が単なる経済的发展のみではないこと

チュニジア国の貿易収支は赤字で、1998年には赤字額が26億8,800万ドルにのぼっており、観光収入15億5,700万ドルが貿易赤字の58%を補填していることは事実であるが、チュニジア国が我が国の開発調査に期待するところは、本文中以下の(2)に述べる4項目で、これまでのような経済発展を主眼に置いた需要と供給のバランスに基づく地域計画的開発計画とは異なり、観光基本計画と観光商品開発、観光振興計画(ソフト面)に重点があることに注意すべきである。

(2) 本格調査における力点

本格調査においては、MTLA及びONTTの有する観光開発政策との整合性を確保するために、(1)に述べた背景を基に以下の項目に力点を置いて調査を行うこと。

1) 観光商品の多様化

これまで、チュニジア国における観光・リゾート商品開発は、海浜リゾートを主に進められてきており、海岸に面したホテル内のビーチ、レストラン、バー、スーベニアショップ等での自己完結型リゾートを主とした滞在型リゾートの観光商品が主流を占めてきた。しかし、近年の世界的なリゾート活動は、海岸での滞在型から、タラソセラピー、テニス、ゴルフ、マリンスポーツ、周辺の民俗文化、遺跡訪問、砂漠観光等活動型へ移行してきており、この傾向に対応するための施設、機材の整備及び専門家の養成を行うと同時に、周遊型観光ネットワークの開発等による新しい旅行商品開発が求められている。チュニジア国政府はこれらの需要に対応して、観光商品開発の多様化による国際競争力の強化を重要な観光政策の柱とし、そのための協力を我が国に期待している。

また、これら遺跡/文化観光の充実、日本人観光客のニーズにも合致するものであり、同分野の観光振興に力を注ぐことにより日本人観光客市場の開発も促進されることになる。

2) 観光の質の向上

1960年代以来、チュニジア国の観光開発はフランス、スペイン、イタリア、ギリシャ等における先発の海浜リゾートに対抗し、「海浜リゾートを安い価格で提供する」ことを開発の基

本に置いて推進されてきた。その結果、チュニジア国は、カナリア諸島、マジョルカ島、コスタ・デル・ソル等とともに中級海浜リゾート地としてドイツ、フランス、イギリス、北欧、東欧（ポーランド）などからの観光客誘致に成功してきた。

しかし、その後の各市場国の経済的発展に伴うリゾートの高級化志向が強まり、高級な施設とサービスが求められるようになり、ホテルとレストランの高級化が始まった。特にホテルに関しては1996年以来、1998年までに、3つ星のホテルが2.0%しか増加していないのに比べて、4つ星ホテルは27.3%、5つ星のホテルが36.7%の増加を示している。現在もハマメットを中心に各地で多くのリゾートホテル開発計画が進められているが、そのほとんどが5つ星ホテルの計画である。

その一方、あまりにも海浜リゾートの方に力点が偏重していたため、国内にベルベル、フェニキア、ローマ、アラブ、イスラム等多くの歴史的文化遺産を有し、ユネスコの世界歴史遺産も多く抱えているにもかかわらず、周遊型の文化観光がうまく観光ネットワークに組み込まれていない。この結果これら文化遺産観光は、砂漠ツアーなどとともにオプションツアーとしてそれぞれ単独で存在していて、まとまった数の旅行客を誘致しにくいという問題を抱えている。それゆえ、リゾートホテルにおける保養、タラソセラピー、スポーツ等の活動型リゾートと同時に、周遊型文化観光を観光ネットワークに組み込むことにより、リゾートプログラムにおける多様化と質的改善を同時に進めることが、今後の観光開発政策における重要課題と考えられる。

3) 観光市場の拡大

本文に述べたように、チュニジア国の観光市場はこれまでヨーロッパが主であったが、東欧諸国における近年の経済的発展を背景にして、これら地域からの観光客が増加しつつある。ONTTは、これら地域以外にも、アメリカ、カナダ及び日本からの観光客の増加を期待しており、そのための市場開拓活動を開始しようとしている。特に日本人観光客誘致には、その特色である遺跡を中心とした文化観光で対応しようとしており、そのためのネットワークづくりが必要であると考えている。

日本人市場開拓に関しては、チュニジア国から近いヨーロッパに居住し、ヨーロッパの生活様式と休暇の概念を理解している日本人、約10万人をターゲットとして市場拡大方策を検討することも考えられる。現在ONTTは、チュニジア国の観光客市場拡大に関して、紅海沿岸が最大の競合相手になる可能性があるものと考えている。

4) 人材開発

1996年以降のチュニジア国における急速な高級ホテル開発に比較して、その要員としてふ

さわしいトレーニングを受けた人材が不足していることが深刻な問題となっている。既に、一部のホテルにおいては、その従業員のサービス技術水準の低さ、態度及びマナーの悪さがチュニジア国観光全体の評判の下落につながる問題となりつつある。新しく開発されたホテルでも、従業員をヨーロッパ、アジア(シンガポール)等に派遣して研修をさせているが、その不足を満足させるには至っていない。したがって、チュニジア国観光開発において、人材開発は今後かなり長期にわたって緊急の優先的課題となるものと思われる。特に、チュニジア国においては、他の発展途上国同様、海外で研修した者は帰国すると管理職となって現場を離れてしまうため、研修の結果が現場にほとんど反映されない。そのため、より有効な研修のためには、外部からトレーナーを招聘し、内部の従業員を対象に現場で訓練を行う方法がより有効と考えられる。

(3) その他

1) 世銀による「文化遺跡管理開発プロジェクト」について

(英文: Cultural Heritage Management and Development Project)

チュニジア国における遺跡管理及び遺跡観光開発に係る調査が世銀(IBRD)によって実施されている。ファイナルレポートが1999年の12月に提出される予定であり、世銀東京事務所を通して取り付けを行っているが、まだ入手できていない(調査進捗が遅れており2000年4月にファイナルレポートが提出される見込み)。

ゆえに、本格調査では、まずこのレポートを精査し、本件調査内容との整合を図るとともに重複を避けるよう配慮すべきである。

同調査の概要は以下のとおり。

(ア) 貸付機関

IBRD

(イ) C / P (借入機関)

文化省 (Ministry of Culture)

(ウ) 実施機関

国立遺産研究所 (National Institute for Heritage)

遺産文化振興庁 (Agency of Promotion of Heritage Culture)

(エ) ステアリングコミッティ

文化省、観光余暇工芸省、観光地域開発省

(オ) 調査期間

Sep.1998 Dec.1999

(カ) 貸付額

外貨：5,000 万 US\$、内貨：1,100 万 US\$（全体事業費 6,100 万 US\$）

(キ) 目的

(a) 文化遺跡の管理政策技術向上及び保全・促進プログラムの策定

(b) 国際・地域レベルにおける持続可能な文化観光を開発することにより、旅行者の滞在パターンを改善し、大規模観光地としてのチュニジア国のイメージの改善（旅行目的地の多様化）

なお、本調査は次の 3 つのフェーズから構成されている。

(i) 診断

(ii) 国家戦略の作成 (M / P)

(iii) 国際融資を念頭に置いたアクションプラン (F / S)

(ク) 調査項目

(a) 文化遺産管理分野：組織強化 / 住民の自覚促進 (raising of public awareness) / 保存戦略開発 (土地利用・税・規制・GIS 作成及び運用・関係機関間の連携) / programs of itinerary

(b) 優先考古学的建造物の保存・復旧

(c) 優先地域におけるアクセス / 情報改善 (含土木工事：道路・水道・下水・博物館) を通した文化観光 (Cultural Itinerary) の開発・向上

(ケ) 調査の便益

(a) 包括的戦略による遺跡管理・保存の改善

(b) 旅行目的地 (行程) の多様化、文化観光の質的改善

(c) 持続可能な経済投資

(d) 投資規模に対する経済の多様化・強化へのインパクト調査

(e) 人材育成

(コ)レポート構成

(a)法律及び規則に関する分析

文化遺産(動産・不動産)についての譲渡・改修・発掘等に関する法制度の分析

(b)制度分析

文化省をはじめとして、国立遺産研究所及び遺産利用。文化推進局の役割活動、各観光地における特徴と組織のかかわり方等についての現状分析

(サ)その他

本格調査に先立ち、次の2つの調査を実施している。

(a)文化遺跡サイトのインベントリー作成(含GIS)及び優先地域の選定

(b)調査内容の絞り込み(April 1999に完成)